

## 平成26年定例第3回市議会会議録(第2日)

平成26年9月3日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	議会事務局長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	環境衛生課長	富重巧斉
副市長	高野道生	農林水産課長	大津光若
教育長	長岡廣道	商工観光課長	松尾博
監査委員	平井常雄	上下水道課長	内野逸雄
総務部長	塚野仙哉	学校教育課長	田中裕樹
保健福祉部長	松藤泰大	教育部指導室長	稗田賢次
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	建設課長	松尾正春
環境経済部長	横尾健一	企画財政課企画振興係 地域振興担当係長	山田利長
建設都市部長	石橋慎二	企画財政課企画振興係 企画担当係長	堤秀昭
教育部長 兼教育総務課長	大津一義	総務課庶務法制係 庶務担当係長	堤則勝
消防長	塚本哲嘉	消防本部総務課長	北嶋俊治
総務課長	平木啓喜	消防本部総務課 施設装備係長	河野秀明
企画財政課長	坂田良二	社会教育課長	野田圭一郎
企画財政課長補佐 兼財政係長	西山俊英	教育総務課 施設係長	甲斐田裕士
福祉事務所長	梅津俊朗		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席番号	氏 名	
1	4	荒 卷 隆 伸	1. 上庄校区まちづくり協議会が取り組んでいる課題等について
2	14	坂 口 孝 文	1. 子育て支援課を新設せよ 2. 空き家条例の制定を急げ
3	13	中 島 一 博	1. 課題解決の取り組みについて 2. 学校教育、社会教育について
4	6	川 口 正 宏	1. 高田支所及びまいピア高田の施設改善・利用増進について 2. 新型輸送機オスプレイの佐賀空港への配備計画について
5	2	野 田 力	1. うまか果物の多品種産地に支援強化を 2. 農産物直売所「卑弥呼の里」に新たなる活況を

---

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行っていただきたいと思います。

なお、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いをいたします。

それでは、早速、一般質問を始めてまいります。順番に発言を許します。まず、4番荒巻隆伸君、質問を行ってください。

○4番（荒巻隆伸君）（登壇）

皆さんおはようございます。今回の定例会は、1番議員さんの質問がないというせい、傍聴席にちょっと空席が目立っておりますけれども、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を行わせていただきたいと思いますと思っております。

今回、通告をいたしておりますように、上庄校区まちづくり協議会が取り組んでいる課題等について、市の考えをお尋ねいたしますということで通告をいたしております。

具体的事項、6項目あるんですけれども、上庄校区だけではなくて、全市的にも問題になっていることも含まれておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

上庄校区まちづくり協議会が取り組んでいる課題等について、市の考えをお尋ねいたします。

上庄校区においては、昨年、平成25年6月16日に、上庄校区住民が安心して暮らすことのできるまちづくりの視点から、教育、文化、環境、保健、福祉、防犯、防災等、さまざまな地域課題に取り組み、安心して暮らすことのできる上庄のまちづくりに資することを目的とするとして、27団体の皆様方に参加をいただき発足をいたしました。

その協議会の中には部会が設けられておまして、それぞれ文化部、生涯学習部、青少年育成部、地域安全部、健康福祉部、環境部、6つの部会が設けられておまして、それぞれの課題等に取り組んでおられるところでございます。

昨年の重点課題といたしましては、小・中学校再編計画に伴う統合問題、そしてもう1つが自主防災組織の確立と、この2つでありました。ことしの6月15日に、ことしのまちづくり協議会の総会を開催し、重点課題を3つ上げられております。

その1として、自主防災組織の確立であります。これは昨年と同じ課題であります。まず、先月8月20日に発生した広島市初め他地域の豪雨に際し、亡くなられた方々の御冥福をお祈りすると同時に、被災された方々に心からお見舞いを申し上げ、行方不明者となっている方々の一刻も早い発見を願うものであります。

さて、みやま市では、一昨年の九州北部豪雨により市全体で全壊、半壊、それから床上浸水、床下浸水、全部合わせて500件にも及ぶ被害がありました。そのうち、上庄校区でも半壊が16件、床上浸水が17件、床下浸水が95件の被害を受けております。その災害を教訓として、みやま市において防災のあり方や大切さを学び、今後の自主防災組織の確立に役立てようとするものであります。市としての取り組みをお聞かせください。まず、1点目でございます。

それから、2点目は、消防格納庫の問題であります。日ごろから消防団の皆様は、地域住民の安全・安心の守りとして、多くの災害現場でみずからの危険を顧みず、第一線で消火、あるいは避難誘導、捜索活動などで活躍をいただいております。

その活動の拠点となる消防格納庫であります。上庄分団格納庫は昭和44年に建てられたと聞いておりますが、築45年を経過しておることになります。老朽化に加え、住宅が密集しておりまして、また敷地が狭く、団員の方々が車で駆けつけても駐車をするスペースがなく、大変困った状況にあります。

そこで、もっと広く、活動しやすい国道筋への移転を要望しますとして、先月の8月12日の日に西原市長と直接面談の上、まちづくり協議会役員より要望書を提出いたしております。この要望について、市の対応と考えをお聞かせください。

重点課題3つ目でございますが、県道八女瀬高線の国道443号バイパスまでの延伸であります。

現在、上庄地域から国道443号バイパスへの直接つながる道路がありません。そこで、現在、工事が行われております佐賀線跡地の道路から、上庄の庄山齒科、上庄郵便局付近ですけれども、県道八女瀬高線をさらに南に延伸し、国道443号バイパスにつなげてもらうよう要望いたします。

この件につきましても、先月の8月12日に西原市長さんに一緒に要望をしております。

また、この事業に関しましては、福岡県が事業主体であることはわかっておりますが、市としての考えをお聞かせください。

この3点が重点課題であります。あと3つ、具体的事項としてお尋ねをします。

これからの3つの課題については、まちづくり協議会の会議の中で発言があり、課題となったものであります。そのうちの1番として、農業用水、防火用水に関する水門管理についてであります。

これは、現在、矢部川から上庄を通過して柳川市へ流れている水路、山門水路、岩神水路と2本流れておりますけれども、その岩神水路の件でございます。上庄校区の割と北側のほうを流れておりますけれども、この岩神水路に、本線にゲートが1基設置をされてあります。そして、そのすぐ上流なんですけれども、隣り合わせみたいにしてゲートがあるんですが、それが上庄の中に水を取り込むためのゲートがあります。この2つのゲートの水門の管理については、柳川みやま土木組合より委嘱をされた方、上庄の方なんです。管理をしてある

ということでした。

それから、上庄校区内へ流れ込んできますと、上庄小学校の東側から青果市場、それから、大人形さんがあります祇園さん、八坂神社へと流れていく水路と、もう1本、北原公民館とありますが、これは上庄の割と西側のほうを流れるということで、上庄郵便局の横を流れていく水路と、2通りの水路があるわけですが、その水路上にそれぞれ1基ずつゲート、水門がありますけれども、そのゲートについて管理している人がはっきりしないようではありますが、市として把握をしてあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、空き家対策ということですが、特に廃屋でございますけれども、今にも崩れそうな家屋の対策についてであります。総務省が2013年、昨年ですが、調査を行った結果、空き家の割合は全体の13.5%だそうです。これを上庄に置きかえてみますと、現在、691軒の方がお住まいでありますけれども、そのうち13.5%が空き家になっているということです。ですから、以前は780戸か790軒あった中で94戸ぐらいが空き家になっている。ここ6年ぐらいで100軒近くが空き家になったことになります。

その中で、今にも崩れそうな家屋は、そこまで多くはないと思いますけれども、環境的にも、美化的にも、いいものではありません。この空き家に対する対策について、市の考えをお聞かせください。

それから、最後の具体的事項として、以前にも質問をさせていただきましたけれども、上庄校区内にあります県の未利用地、教職員住宅、一般職員住宅跡地の有効活用について、市の考えをお聞かせください。

以上、具体的事項6点でございますが、よろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

おはようございます。荒巻議員さんの、上庄校区まちづくりの協議会が取り組んでいる課題等についての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、自主防災組織の確立についてでございますが、今日現在、みやま市内において、行政区単位による41団体の自主防災組織が結成されているところでございます。上庄校区におきましては、校区内12行政区のうち、北原行政区で自主防災組織が結成をされております。

防災とは、みずからの身の安全はみずから守るという自助、地域連携による防災活動の共助、行政機関等による応急対策活動の公助の、3つの連携による活動が大切だと言われています。

共助、すなわち地域防災力の向上がこれからの大変重要な課題であり、その中心となる組織が自主防災組織であると考えているところでございます。

本市といたしましても、行政区単位での自主防災組織の育成を積極的に推進しているところでございます。

今年度も市の単独事業として、自主防災組織を新たに設立した団体を対象に、研修会や訓練の費用、資機材購入の費用等に対し、200千円を上限として補助金を交付しているところでございます。昨年度は新たに10団体が設立をいただき、今年度も既に5団体が設立をし、補助金申請の手続が進められているところでございます。

今後も、未組織地域における設立推進はもちろんのこと、既に組織されている団体に対しても、防災訓練のお手伝いや出前講座など、側面からの支援に積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございますので、ぜひ上庄校区におかれましても、自主防災組織の結成推進をお願いしたいと考えておりますので、議員の御協力もお願いしたいと存じております。

次に、2点目の、消防格納庫の移転についてでございますが、みやま市消防団格納庫は、合計27棟を市内に配置し、住民の生命、身体、財産を守るために、消防団活動の拠点としております。

近年の異常気象により風水害や地震等の自然災害に伴う被害が多く発生している現況において、地域防災のかなめである消防団の存在は大きくクローズアップされ、みやま市民の信頼や期待も増大している状況でございます。このような中、みやま市民の安心・安全を確保するための活動拠点として、消防団格納庫の整備は必要不可欠でございます。

現状としては、一部を除き、格納庫が老朽化し、消防車両の大型化により手狭な状態でございます。格納庫用地に関しても狭く、消防団員が駆けつけるときに車をとめる駐車場が確保できない分団もございます。上庄分団も、このような状況に該当いたします。

上庄分団格納庫は、昭和44年9月に建設され、44年を経過いたしております。敷地面積が137.60平方メートルであり、格納庫の延べ面積は40平方メートルで、車庫と待機室の配置となっており、また敷地内には防火水槽を設置いたしております。

本市といたしましては、格納庫の耐用年数の取り決めを行っておらず、現状として補修工事で維持管理を行っている状況でございます。

今後、格納庫移転を行うときには、適正な配置及び団員の駐車場確保並びに防災の拠点施設であることを念頭に置きまして、十分に検討を行い、これを進めていきたいと考えております。

また、移転改築順位につきましては、上庄分団格納庫は、みやま市消防団の格納庫の中で一番古い建物でございますので、早目の対応をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、3点目の、県道八女瀬高線の国道443号線バイパスまでの延伸についてでございますが、現在、八女瀬高線は、福岡県南筑後県土整備事務所により県道柳川筑後線と国道443号線を結ぶ道路として、平成28年度完成を目標に、延長900メートル、道路幅員10メートルで道路改良工事を行っており、進捗率は事業費ベースで64%となっております。

県道八女瀬高線を国道443号バイパスまで延伸することについては、柳川市を通ることになりますので、当然、柳川市との協議が必要となります。

また、現道の国道443号の恵比須町交差点から庄山歯科までは県の管理となっておりますが、県道八女瀬高線が国道443号バイパスまで延伸されると、管理が市に移管されることが予想されます。

現在行っている道路改良事業の進捗状況を見ながら、事業主体である福岡県南筑後県土整備事務所との協議を今後行っていく所存でございます。

次に、4点目の、農業用水、防火用水に係る水門の管理についてでございますが、農業用水確保のために設置してある水門については、市や柳川みやま土木組合がそれぞれ管理している施設でございます。

現在、施設本体の維持補修については、地元区長からの連絡や要望を受けて、管理者である市や柳川みやま土木組合が行っているところでございますが、施設の操作については、地元関係者で操作責任者を決めて行っていただいております。

しかし、操作責任者が不明である施設があるようでしたら、地元区長を通じて、関係者で協議をしていただくよう要請を行い、操作責任者を選出していただきたいと思っております。

なお、市建設課や柳川みやま土木組合で設置している水門については、農業用水施設でございます。防火用水については、非かんがい期にこの施設を利用して、地元で行っていただ



いているものと認識をいたしております。

次に、5点目の空き家対策、特に廃屋、今にも崩れそうな家屋の対策についてでございますが、現在、マスコミでも報じられているとおり、全国各地で管理されず廃屋となった建物が増加しており、周辺住民の生活環境の悪化を引き起こしている状態が多発いたしております。

放置された空き家の老朽化により、屋根や壁などが壊れたり崩れたりするおそれのある建物がふえているようです。特に古い木造住宅などは、地震や台風によって建物そのものが倒壊したり、屋根瓦などが落下したり、強風で飛ばされたりするおそれがあるため、周辺住民に不安が広がっているようです。

空き家や廃屋が増加している原因といたしましては、地方から都市への人口移動や、別の土地に住宅を建て引っ越され、もとの住居が売却や解体されずに放置されたままとなり、適切に管理されなくなっていることなどが想定をされます。

このことについては、古い住宅を解体し更地にした場合、住宅用地の特例措置が外れ、宅地の固定資産税が上がることも放置の要因と考えられます。この特例措置については、国で見直しが検討されているようでございますので、今後の推移を注視していきたいと思っております。

本市といたしましては、現在、行政区長などから、所有者や管理者不明で台風時等に倒壊の危険が予想される家屋について相談があった場合、該当する建物の所有者を調査し、所有者もしくは管理者に対し、危険を取り除くなどの適正な管理をしていただくよう文書でお願いしているところでございますが、固定資産税の特例措置の問題や、所有者、管理者が遠方に居住されている場合も多く、建物の解体等による適切な管理がなかなか進まず苦慮しているのが現状でございます。

また、市が代執行により廃屋の取り壊しを行うことも考えられますが、現実には非常に難しい状況でございます。

文書による取り組みのほか、行政区と連携し、空き家の屋根瓦の落下防止用としてノリ網を地元に提供した事例や、道路管理者と連携して、通行者等の安全確保という面から、所有者等の承諾を得ず一部取り壊しが実現したケースなどがあります。

さらに、比較的程度のよい空き家につきましては、みやま市空き家バンク制度への登録による物件の賃貸、売買を推進しているところでございます。所有者からの申し込みを受け付けて空き家物件を登録し、借り手、買い手の申し込みを待つ制度であり、積極的な空き家解

消には至っておりませんが、徐々に制度が認知され、物件の問い合わせが急増しつつあります。

今以上に積極的な対策を研究し、空き家の有効利用を図るとともに、市内定住を推進していきたいと思っているところでございます。

これからも廃屋対策につきましては、所有者や管理者に適正な管理をお願いするとともに、あらゆる面から解決方法を探りながら、住民の皆さんが安心して暮らせるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、6点目の、県職員住宅跡地の有効活用についてでございますが、御指摘の跡地について調査しましたところ、瀬高町上庄にございました福岡県職員住宅は平成18年度に解体されまして、以後、福岡県が所有する4,470.55平方メートルの宅地は未利用のままとなっております。

福岡県によりますと、県有地のうち未利用地の一般的な取り扱いは、まず、県庁内の各課に利用照会をかけ、活用方法がなかった場合は地元自治体に売却の意向を打診し、地元自治体に購入の意思がなかった場合は民間に払い下げるとされています。

福岡県の公有財産の管理、処分を行っております福岡県総務部財産活用課に、この県職員住宅跡地の利用もしくは売却の計画について照会いたしましたところ、現在、当該跡地の一部について、地元住民の皆様よりゲートボール場としての利用申し出が県に来ているとのことでした。

この件につきましては、現在、県庁財産活用課と地元行政区の間で、借用の条件等について協議を行っているところであるとの説明を受けております。

行政改革を推進する観点からも、利用目的のない土地の購入は行わない方針でございますので、議員が上げられた県職員住宅跡地につきましては、現時点では市で買収したり借り受けたりする計画はございませんが、定住促進の観点から、住宅用地の造成事業など、何らかの有効活用を検討してまいる所存でございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

きょう、6項目ありますので、1つずつ追っていきたいと思います。

まず最初に、自主防災組織ですけれども、答弁書にありましたように、上庄では北原区だけが組織を立ち上げております。みずからの身の安全はみずから守るとするというふうに答弁書に書いてある、そのとおりだというふうに思っております。

実は、まちづくり協議会のほうでも、本郷校区のまちづくり協議会のほうから、九州北部豪雨での被災経験をどう生かすかということで研修会を行わせていただいて、本郷の事務局長の中原さんという方に来ていただいて、ビデオも拝見しましたし、お話も聞かせていただきました。

その中で、3つの課題があるというふうにおっしゃってありましたが、被災当日の本郷地区の矢部川、沖端川の水位状況、決壊が迫っている中で、市からの避難勧告、避難指示との間に現地と市との時間的なずれがあったと、それが1点。

それと、避難場所の問題があったということですが、最初、本郷のコミュニティセンターに避難したら、次は広域公園の体育館に避難をしたと、そしたらまた筑後市の福祉センターへと、転々と避難場所が変わったということが問題であったと。

3つ目に、避難勧告、避難指示が住民に十分に届いていないということですが、これは防災行政無線で放送されてあるんですが、室内にいてテレビも見ているし、当日は雨の音がひどかったということで、なかなか聞こえなかったということ、この3つの課題から、被災経験をどう生かすかということで、校区自体の防災計画を策定するしかないというふうにおっしゃってありました。

緊急時には、みやま市からの情報を待つのではなく、区内の状況を見きわめて適切に対応することが必要であると。そのために状況に応じて校区の緊急災害対策本部を設置するものであるというお話がありました。

しかしながら、防災計画だけではだめなんだと、住民の生命、財産を守るには避難訓練が最重要ということで、その後に避難訓練のDVDの放映、これは何か福岡県が編集したものだそうですけれども、それを拝見させていただきました。

答弁書に書いてあるように、みずからの身の安全はみずから守るとして書いてありますので、地元も12行政区ありますけれども、それぞれ組織を立ち上げてやっていかなければいけない課題だというふうに思いますし、北原も組織は立ち上げましたが、まだ訓練をしておりません。ですから、ことし、来年とかけて訓練を行っていきますが、また市のほうの御協力もお願いをしておきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

この研修会や訓練の費用、それから資機材購入、こういったものも北原としては活用させていただいておりますので、よその行政区でもぜひ、これを活用することをきっかけに防災意識が高まればいいなというふうに思っておるところでございます。

1点目については、もうこれで終わらせていただきたいと思います。

次に、2点目の、消防格納庫の移転についてでございますが、答弁書にもありますように、活動拠点として消防団格納庫の整備は必要不可欠でございますというふうに書いてあります。

消防署のほうで、たしか消防団格納庫の調査を多分、梅雨ごろからか、4月以降行っていると思いますが、その消防格納庫の整理といいますか、そういったものについてできておるのかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

塚本消防長。

**○消防長（塚本哲嘉君）**

荒巻議員さんの御質問にお答えいたします。

みやま市消防団格納庫のことにつきましては、一通り調査はいたしております。

以上でございます。（「調査内容は」と呼ぶ者あり）

調査内容につきましては、例えば、格納庫の敷地内に車が何台とまるとか、車両の駐車状況とか、それとか、あとは消防団の格納庫の建築年数とか、そういうところを全てにおいて調査いたしております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番荒巻隆伸君。

**○4番（荒巻隆伸君）**

その中で、27カ所ですか、格納庫があると答弁書に書いてありましたが、この土地に関しては、市のほうで土地を借りてあるのか、市有地に建ててあるのか、上庄についてもしかりなんですけど、どのようになっているのか。

といいますのが、この答弁書の最後に、早目の対応をさせていただきたいと考えているところでございますという答弁をいただいておりますので、早目の対応をしていただくものと思っておりますが、地元のまちづくり協議会の中でも対応していただければ、該当する場所なんですけれども、それぞれ、あそこがいい、ここがいいということで3カ所ぐらいは具体

的に箇所が上がっているんですが、そこを市として家賃で借りるものなのか、買収するものなのか、その辺の考え方をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

塚本消防長。

○消防長（塚本哲嘉君）

借地か、市の用地かということでございますけど、それに関しては、担当の職員が来ておりますので、そちらのほうでちょっとお答えさせていただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

河野消防本部総務課施設装備係長。

○消防本部総務課施設装備係長（河野秀明君）

おはようございます。施設装備係長の河野と申します。

ただいま荒巻議員さんが御質問されました件についてお答え申し上げます。

みやま市消防団については、21分団6部制、計27の格納庫がございまして、その中で賃貸契約を結んでおる消防格納庫については6カ所ございます。具体的に、下庄の第1分団、それと岩田の第2分団、2部ですね、岩田分団2部です。それと、山川が多うございまして、山川の南部第2分団、山川の東部第1分団、それと山川の東部第2分団、以上でございます。

そういったところで、なかなか格納庫についても敷地が狭うございまして、現状のところ27個分団ございますけれど、その中で苦慮しているのが上庄分団、それと駅前でございます下庄第2分団、それと高田町については二川分団の2部、この格納庫がなかなか車両がとめられない。消防団が出場するためには、3名そろいまして出場いたします。最低でも3台の保有地が必要になってくるのでございますけれど、それぐらい、3カ所が車両が全然、1台、2台ぐらいの駐車スペースしかございません。ほかの場所についても、5台以下の駐車スペースが確保できないという格納庫が12分団ございまして、そこについて残りの3カ所の、9カ所については公民館、お寺、神社、そういったところをお借りして、現在しのいでいるという現状です。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

今、答弁ありましたように、いろんなところを借りて車を置かれているということですが、上庄分団も実際、車1台しかとめられないような狭いスペースであります。

ここに書いてありますように、早目の対応ということでございますので、どれぐらいの面積が要るのかとか、そういったところを全部、条件を執行部のほうで精査していただいて、それに見合うような土地を上庄まちづくり協議会として探させていただいて、後方支援をしていきたいというふうな考え方もありますので、ぜひ一日も早く格納庫ができることを期待したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2番目、消防格納庫については、これで終わらせていただきます。

次の3点目、県道八女瀬高町の国道443号バイパスまでの延伸についてでございますけれども、当然、これは柳川市を通ることになりますので、柳川市との協議が必要ということで多分答弁があると思いましたので、実は上庄のすぐお隣でございますので、五拾町と柵町の行政区長さんにお会いをして、みやま市ではこういう課題があるのでということでお話をし、柳川市としても県のほうに要望を出していただくようなお願いもしてまいりました。ぜひ、443号バイパスにつながればいいなというふうに思っております。

現在の庄山歯医者から南のほうに延伸しますと、距離にして880メートル、直線距離ですけど、880メートルあります。その中で、ゼンリンの地図とか、今、インターネットで地図が見られますけれども、庄山歯医者さんのところから443号バイパスまでつなげるのに、田んぼと道路とか水路は当然ありますけれども、建物ですね、物件にかかるのは、多分1件か2件、最低でも1件で道路をつなぐことができるというふうなラインになるんですけれども、そういうこともありますので、ぜひ県に強く要望していただいて、上庄地域のみならず、みやま市の発展につながればというふうに思っておりますので、粘り強く、力強くお願いしていきたいというふうに思っておりますので、市長さん、よかったら意気込みを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

今、荒巻議員さんおっしゃったように、大変御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

私も、八女瀬高線ですね、あの線を現在のバイパスまで延ばしたら、非常にあの地区が便

利になるのではないかと、こう思っておるところでございますので、今後、柳川市とも十分協議いたしまして、そして県に働きかけまして、ぜひとも早期に実現を図りたいと、このように思っていますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

4番 荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

では、その件につきましては、よろしく願いいたします。

今まで、もう3つ終わりました。4番目、農業用水、防火用水についてでございますけれども、この話は何で出てきたかといいますと、上庄分団のほうに、防火用水の水が足りないんじゃないかということで、地域から消防団に連絡があって、消防団の方が、水の関係ですから、昔は水利委員さんという名称がありましたけど、水利委員さんは誰やろうかという話で、区長さんのところに行かれました。そしたら、区長さんは、多分、柳川みやま土木組合のほうの管理しておる、Aさんと言っておきますが、Aさんだろうと言ったんですが、Aさんのところに行ったら、いや、僕はそんな管理はしておりませんということで、じゃ、誰が管理人かということからの話なんですけれども。

先ほど質問の中でも言いましたように、柳川みやま土木組合から委託をされている岩神水路の本線のゲート、そして、すぐ隣にあるんですが、そのAさんいわく、柳川みやま土木組合から1つのゲートは委託を受けているんですが、反対側のやつは受けていないという、認識が薄いんですね、管理人さん自体がですね。

それで、今回のような話になったんだと思いますが、市役所のほうから確認をしていただいて、その岩神水路と横にある水路、この2つについてはAさんが管理人ということがはっきりしましたけど、そのあとについてははっきりしていないと。

答弁書にありますように、地元の区長さんを通じてというふうに書いてあったと思いますが、区長さんそのものも自分が管理人という認識がないものですから、そこを整理していただければいいなとは思っているんですが。

区長さん宛てに、水門や堰などの点検のお願いということで、建設課長名でお手紙を送っていただいていますね。これは、水利施設のある行政区長さんだけということで理解しているのか。そしてまた、それだと、みやま市内に水利施設は何カ所あるのか、よかったら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

松尾建設課長。

○建設課長（松尾正春君）

建設課長の松尾です。よろしくお願いします。

みやま市内に水利施設、水門とか堰とかありますけれども、今から具体的な把握をせんといかんとですけれども、大体1,000カ所以上ぐらい、みやま市内ですね、1,000、大変な数があるんですけれども、その中で主な県営のかんがい排水事業で水路10メートル以上のところに堰を設置しているんですけれども、それにつきましては約53カ所ぐらいございます。

文書につきましては、各行政区長さんのほうに、豪雨時、大雨時期に早目にあけていただきたい分もありますし、もし故障等がありましたら、早目に把握をいたしまして修理等をしたいということで、区長さんのほうにあらかじめそういう文書を出させていただきました。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

今、課長さんの答弁にありますように、水利施設の操作人確認と動作確認をお願いしますということで書いてあります。

先ほど、水利委員と言いましたけれども、この水利委員は、昔、合併前は各町から水利委員さんというのは委嘱をきちっとして、多分、役所のほうで名簿も整理されたと思うんですが、合併と同時に水利委員さんの役割もなくなってきたと。昔は家を建てるときも水利委員さんの印鑑とか要りましたけど、それから圃場整備事業とかが進んできて、水利委員さんの役割がだんだん少なくなったということで、多分なくなったと思うんですが。

今、課長さんのお話にありますように、53カ所ですか、それについては各区長さん宛てに送っているということで理解していいんですかね。お手紙自体。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

そうしますと、このお手紙の中に、せつかくなら、操作人の確認と動作の確認をお願いしますと書いていますので、そこから、区長さんから、地域の水門を管理する人を、例えば、Aさんに決めたなら、Aさんという連絡を市役所のほうに、文書で返すのか、これと一緒に返信用のはがきなのか、封書なのか、管理人さんの名前、住所、電話番号を書いて送り返



してもらおうと、後は市のほうで管理できるし、そうすることによって管理人さん自体の意識がはっきりすると思うんですよ。自分が管理人だという意識がですね。

ですから、そういう手当てをしたらどうかと思っておりますが、その件について何か考えはないでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

ただいま議員から御指摘がありましたとおり、確認することについては、今後検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

部長のほうから、検討していくということですが、あんまり難しい話じゃないと。この文書をどうせ送るなら、その中に返信用の何かを入れて、それに記入してもらうだけと考えれば、そう難しい話じゃないと思いますので、よろしく願いしておきます。

それでは、4番目を終わらして、次、5番目に参ります。

空き家対策ですけれども、特に廃屋ということで、先ほど質問させていただきましたけれども、このことについては、きょうの新聞にも、大刀洗とどこか、条例を制定するような記事が載っておりましたが、よその市の条例なんです、所有者に適正な管理を義務づけるとともに、住民から情報提供があれば実態調査を行い、所有者に助言、指導、勧告を行うことができ、さらに従わない場合は氏名を公表、最終的には警察等に依頼し、撤去を行えるようにしたという条例をつくった市がございます。

それから、このことにつきましては、去年の10月時点ですけど、全国で272自治体が空き家対策条例を設けているということでございます。

しかしながら、自治体だけの努力では限界があるということで、国のほうも対策に乗り出したところだ。個人が空き家を解体する費用の5分の4を国と自治体が助成をする空き家再生等推進事業というのが平成13年からスタートしておるということでございます。

それでも、解体費用の助成だけではできないということが、先ほどの答弁書の中にもあり

ました固定資産税の関係になるんですが、解体して建物がなくなると住宅用地の優遇措置から外され、固定資産税が数倍にはね上がってしまい、解決にならないというふうにも書いてあります。

それで、税務課のほうに行って、固定資産税のしおりというのをもらって、ちょっと説明を聞いてまいりました。うちの土地と建物に、この固定資産税の6分の1の減免措置とか3分の1の減免措置とか書いてありますが、それを当てはめて計算をしてみましたけど、例えば、120千円ぐらいの固定資産税を払っていると、その3分の1か4分の1で減免措置を受けたら済むという話なんですけど、建物を解体してしまうと、それが120千円は120千円になってしまうということで、大分、80千円から90千円の差が出てくると、それを10年すると800千円、900千円の世界になると、だから余り効果がないというふうに書いてありますので、それを受けて国としても、先ほど答弁書にありましたが、来年の通常国会に法案を提出するような動きがありまして、建物を自主的に撤去した所有者に対して住宅用地と同様に扱う固定資産税の軽減措置が講じられる点ということで、固定資産税の減免措置にも入ってくるといふふうに書いています。

そういったことを考えて、みやま市としては、答弁書には条例をつくりますという答弁はありませんが、条例を制定するような考え方があるのか、ないのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

今の、荒巻議員さん、大刀洗ですか、（発言する者あり）八女市も空き家条例つくっていますのでですね。（発言する者あり）八女市も。これ読ませてもらうと、やはり、かなりいい条例ではないかと思しますので、みやま市も、できれば条例をつくる方向で考えていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

それでは、もう5番目も、今、条例をつくる方向で考えていくという答弁をいただきましたので、これで終わらせていただきます。

最後に、県の職員住宅跡地の有効活用についてでございますが、これも平成19年の12月に一般質問を行っております。答弁書にありましたように、山門保健所跡地、これが平成19年に、それこそ解体をされて、現在では、ことしのうちにでき上がりますが、高齢者向けの住宅、軽費老人ホームが40床ということで建設中であります。

どこが違うかという、その解体をされた後に、すぐ県の売却予定地ということで大きく看板が上がっていたんです。買う人いるのかなと思っていたんですが、結果的に、平成19年ですから、六、七年かかりましたけど、今、そうやって40床の高齢者向けの住宅ができるということでございますので、この職員住宅の跡地も、市で考えるというよりも、本当、早く売却予定地にしていただいて、民間の方にでもいいから買ってもらって、どっちみち、あの辺は工場は建てられないような都市計画になっておりますので、もう住宅地として、ぜひ分譲していただけるように、市として最大のお願いをするなら、ぜひ売却予定地というふうに位置づけをしていただきたいという願いをしていただければというふうに思っております。

ちなみに、答弁書にありましたゲートボール場としてということでございますが、実はゲートボールじゃなくてグラウンドゴルフなんですね、これ。相談が僕のほうにあって、県の財産課にそのお話をしたんですが、あそこは借りると、年間契約なんですが、借りると幾らだったかな、600千円とか700千円かかるんですね。それで、地元の方々も、ちょっとそれだけの費用負担しきらんということで、その話はもう一応終わっている話なんですね。ですから、それは県に伝えていただいても全然構わないと思いますし、ぜひ売却予定地として看板を上げていただくと、財産を処分するという考え方を持っていただくように、よかったです市からもお願いをしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

ゲートボール場としての要請が終わっているということであれば、県のほうに、ぜひ売却の予定ということでしてほしいということを県に強く要望いたしたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

4番 荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

いろいろ質問させていただきましたが、上庄校区まちづくり協議会の総会の資料ですけれ

ども、この中に、重点課題は先ほど質問させていただきましたけど、課題として具体的に書いておりますが、大人形さんのお祭りですね、祇園さん、これを往年のにぎわいを取り戻す、そういったことをやりたいと、にぎわいを取り戻すですから、どういうことができるのかわかりませんが、例えば、瀬高の花火大会と日にちが余り変わりませんので、花火大会と大人形さんのお祭りを同じ日にするとか、そういったことも考えられるのかなと思っておりますが、そういったことの課題。それから、中学生対策、それから要援護者支援制度の確立、老人クラブの組織化、それから、いきいきサロンの開設、それから花いっぱい運動ということで課題を上げております。

こういった課題を一つ一つ解決していけば、上庄もよくなるし、ひいてはみやま市の発展につながると思いますか、安全・安心も広がっていくというふうに思いますので、これからもまた執行部の御協力をいただきながら、まちづくりを進めていかれるものと思っておりますので、今後とも御支援を賜りますようによろしくお願いをいたしておきます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）（登壇）

14番坂口です。議長のお許しが出ましたので質問させていただきます。子育て支援係の課への昇級についての是非をお尋ねいたします。

今9月議会に上程されている議案第32号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第33号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第34号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、以上この3議案は子育てについての条例で、内容は複雑多岐にわたっています。市長も一読されたかと思いますが、理解するのに大変難しい条例であります。この条例の中で一番大切なことは、市町村の権限が強化され、それは同時に市町村に対する重い責任を伴うものです。今までのように福祉事務所の一係では、対応に苦慮するものであります。

そこで、子育て支援課——これは仮称ですが——の新設を提案するものです。市長の所見をお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

坂口議員さんの子育て支援課を新設せよとの御質問にお答えをいたします。

現在、福祉事務所には社会福祉係、児童福祉係、生活支援係の3係がございます。

社会福祉係では、福祉施設の管理、民生委員関係業務、障害福祉業務、児童福祉係では、保育園、学童保育、要保護児童相談、各種の児童関係手当の支給、生活支援課では、生活保護の業務を行っております。

福祉関係業務は、全体的にどの部署も業務が増大いたしており、特に子育てにかかわる業務につきましては、来年4月より子ども・子育て支援3法が改正され、新たな子ども・子育て支援制度が発足いたします。

今まで幼稚園は教育委員会所管で、保育園は福祉事務所所管でございました。しかし今後、幼稚園が施設型給付の新制度へと移行されれば、幼稚園で入園許可していたものを、市が認定を行うこととなります。また、幼稚園や保育園の定数20人未満の小規模保育の運用や施設運用、事業所内保育事業につきましても新たに条例を制定し、市が認定することとなります。また、小学校の放課後学童保育事業の対象も小学6年生まで拡大することとなります。

このように新たな子ども・子育て支援制度の充実とともに、その事務事業は拡大をいたしております。ほかにも子ども・子育て支援会議の委員からの御意見や、子ども・子育て支援計画のアンケート調査の中にも行政の支援体制の充実を求める声が数多く寄せられております。

議員御指摘のように、みやま市といたしましても、子ども・子育て支援を今後も発展させるために、機構の見直しについて前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

最後に、前向きに検討してまいりたいと思いますじゃなくて、本来これはやらにゃいかんとですよ。そうせんともうパンクしそうなんですよ、現実にですね。

私たちの厚生常任委員会は、8月18日、19日、20日の3日間、子育て支援を主題として行政視察を行ってまいりました。その中で8月18日、兵庫県民会館での地方議員を対象にした

保育研究所主催のセミナーに参加しましたが、その中には、これに対してはもう相当やっばり皆さん関心があると見えて、隣の大牟田市の議員さんも四、五人姿が見えました。いわゆるこれは政務調査活動費を使って見えたということですが、それぐらい熱心な、また、かつ重要なテーマで今度この3法というのはあるんですよ。なかなか難しいですよ。本当にこれは、理解するのは多分うちの職員さんの中でも何人おるかというぐらい難しいですし、これはまたしょっちゅう通達が変わってくるというぐらい難しく、多分つくっている人も自分でわかっておるんだろうかと思うぐらい難しい法律ができています。

その中でやっぱり一番顕著に目についたのは、意見としてあったのを私がびんときたのは、この子育て支援を怠った自治体は消滅しますよ、なくなりますよと、それぐらい子育て支援に力を入れていかないといけませんよということが、私は、その中でいろんなセミナーの講師の中の説明でも一番印象に残ったわけですよ。これぐらい子育てというのは、大事であります。子育てがしっかりしていると、少子化対策にも同時につながっていくというふうに思います。あとの支援がしっかりしておれば、子供をもう1人つくってもいいんじゃないかというふうな支援の一助になるんじゃないかと思っておりますので、私は、今までの子育て支援係がどこにあるのかというんじゃないくて、きちっとした課を設けて、そしてそこに、いわゆる費用とか金銭の出し入れもその中で一緒にできる、子育てに関することは、その課に行けば全てが終わるんだというふうな課を設けてほしいと思います。これはやらないやいかんです、もう。そうせんと、対応できないもん。そして、そういう職員を配置してこれは機構改革の中で必ずやっていってもらって、これは今答弁にありました、前向きに検討してまいりますじゃなくて、やらないといけないという事態まで切迫しているというふうに思っております。その点はどうでしょうか、担当の部課長にちょっとお伺いしますが、そういう緊急性があるというふうに認識していらっしゃいますか。

○議長（牛嶋利三君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松藤泰大君）

ただいま坂口議員さんのほうからお話がありましたように、担当部署といたしましても、この子育て支援課の必要性につきましては重要性がますます大きくなっているというふうに認識をいたしております。

と申しますのは、大きな理由として2つほどあるかと思っておりますけれども、子ども・子育て

支援に関する行政需要の増大、それから、子育て環境の充実を図りまして定住促進に資するというふうなことから、非常に重要であるというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

本当にややこしい法律ができたもんで、今までは厚生労働省の所管とか、さっきの答弁書にもありました幼稚園は文部科学省の所管とか分かれていましたが、これに上のほうで国の所管として内閣府がまた加わってくるわけですね。そうすると、本当に複雑多岐にわたった制度なのでなかなかわかりづらいし、職員をある程度配置しないと、とても対応できないというふうに思っております。

それと、これに関して保育園、幼稚園の経営者が非常に不安を抱いております、どうしたらよかつやろうか、これから先どうしたら経営が成り立っていくんだろうかという大きな不安を抱いていらっしゃいます。それに対して、市としても今までの経営者の方にできるだけの手厚い優遇策をしていただくように考慮していただかないと、これは意外と民間の方も保育事業ができるとか、小規模でも19人以下でもできるというふうなことになってきますと、実は今まで操業している保育園なんかは大変厳しい状態に陥るというふうに思っております。ですから、なるだけの優遇を今既存の保育園、幼稚園の経営者たちに図っていただきたいというふうに思っております。急な質問であれであります、市長、その点に関しての考え方をひとつお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

ただいまの坂口議員さんおっしゃった法律の改正といいますかね、これは私が思うに、都会で待機児童が非常に多いということで、その小さな保育園あるいは幼稚園も認めるということで、まさに都会型の法律であって、私たちのところのように非常に児童数が減っているところには大変な法律だと私は思っております。

といいますのは、既存の保育所、あるいは幼稚園については経営を脅かすような法律ではないかと、私は思っているところでございます。

したがいまして、つい数日前も、保育所連盟から何とか市でもう少し手厚い助成をしていただきたいと、そうしなければ経営が成り立たないというふうな申請も出ているわけですので、十分その点を考慮し、保育園、幼稚園話し合いまして、何とか皆さんが今まで営々と大変苦勞して築いてこられたこの保育事業を継続していただきたいという思いで十分話し合ってますね。担当が私のほうに答弁を持ってきましたけれど、ちょっとまだ答弁をするなど、十分皆さん方と話し合ってやりたいということで、返答もまだ待ってもらっているわけですので、私とそういった方々と十分に話し合って今後の対策をとっていききたいと、このように思っていますし、また子育て支援課というものも視野に入れて——前向きというのはそういった意味で視野に入れて、ぜひともこの子育てをみやま市の大変重要な政策の一つとして今後取り上げていきたいと、このように思っていますので、坂口先生の豊富な経験をひとつぜひいろいろ生かしていただきますように、御相談をすることもありますのでよろしくお願いたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

14番坂口孝文君。

**○14番（坂口孝文君）**

今、保健福祉部長のほうから答弁があったように、これはもうやらざるを得ないと、それぐらい大きな課題であるしですね。そのとき私は課のネームプレート、子育て支援課というネームプレート、これはほかの課よりも大きく目立つようにして、みやま市は子育て支援に一生懸命取り組んでいるんですよという姿勢を見せてほしいというふうに思います。ほかのと違って特にそうすることが全て定住権とか、人口増とか、いろんなことにつながってくるように私は思っております。

それで、今ここの答弁書の中にありました小学校の放課後学童保育事業の対象も小学6年生まで拡大されるという答弁書をいただいております。それでやっぱり子育て支援の中で一番その中の大きなポイントというのは、子供の医療費は今3年生までが無料化されておりますが、この際、この課の新設と同時にこれを6年生まで拡大してみたらどうかと。

まず、その点の経費の上昇について、ちょっと誰か担当の方からひとつお願いたします、どれぐらい上がるのか。

**○議長（牛嶋利三君）**

保健福祉部長。



○保健福祉部長（松藤泰大君）

乳幼児医療の現在小学校3年生まで行っております市単独事業分を小学校6年生まで拡大するとしますと、およそ20,000千円ほど経費が、単費がかかるというふうに思っております。以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

今、担当のほうから20,000千円ほどの上昇、いわゆる4年生、5年生、6年生になるとかなり体がしっかりしてきて、意外と医療費がかからないということでしょうね。そういうことで、20,000千円程度の上昇を見込まれるということです。

そこで市長、お尋ねします。

ここで、この場でひとつ6年生まで、それを機会に医療費の無料化をやりたいということの考えはないかどうか、お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

みやま市は、平成25年度の決算では、いわゆる財政の硬直化を示す指数が福岡県では一番低くなっております。政令市を除いて26市ありますけど82.2%で、いわゆる自由に使えるお金が17.8%ということで、26市ある中で一番みやま市が硬直化が進んでいないと、一番自由に使える、いわゆる経常収支比率が一番いい状態だということでございますので、財政的には非常に私は、今、健全であると。しかも、御承知のとおり将来負担比率というのがゼロでございます。この際、思い切ったやはり将来のみやま市づくりのためにも、そういった子育て支援に十分力を入れていきたいと思っておりますので、6年生までの無料化につきまして前向きに早速検討に取りかかりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）（登壇）

前向きということですから、3月期の予算には20,000千円の増額が計上された予算書が届くというふうに理解しておりますので、そこら辺よろしく御承知おきください。

じゃ、次の質問にまいります。

次に、前の議員さんのほうからも質問がございました空き家管理条例の制定を急げというテーマで質問したいと思います。

空き家の増加が地方、都市部を問わず深刻な問題になっています。みやま市でも急速な空き家の増加が見込まれます。空き家管理条例が多くの自治体で施行され、佐賀県では70%以上の自治体で制定、施行がなされています。

人口減が続く中で空き家管理条例の制定が急がれます。みやま市でも急いで制定すべきだと思いますが、これは今市長が前議員の前の答弁の中でもうやりたいというふうにおっしゃいましたので、ちょっと質問がやりにくくなっておりませんが、改めて御所見をお伺いしたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

前回答弁いたしましたので、私も答弁がやりにくくなっております。

続きまして、空き家条例の制定を急げとの御質問にお答えをいたします。

総務省が先月発表いたしました住宅・土地統計調査の速報によりますと、昨年10月時点での全国の空き家は820万戸、住宅総数に占める割合は13.5%で、空き家数、空き家率ともに過去最大でございます。

福岡県の空き家率は12.7%と、全国平均を下回り、また、5年前より1%減少をいたしていますが、今後、人口減少と高齢化で、さらに空き家はふえるものと見込まれています。

また、空き家が全国的にふえる原因でございますが、固定資産税の特例措置も指摘されています。住宅が建っている場合の土地に係る固定資産税は、200平方メートル以下の部分は本来の6分の1に軽減いたしており、住宅を取り除くと軽減がなくなるため、空き家のまま放置したほうが経済的に有利といった矛盾があるものでございます。

放置された空き家は、さまざまな社会的問題が生じております。建物倒壊など保安上の問題、雑草繁茂や不法投棄といった衛生上の問題、また、犯罪や放火など防犯上の問題、さらには景観の悪化といった景観上の問題でございます。

空き家問題は、基本的には私有財産に関する問題で、行政がどの程度関与すべきなのか難しい面もございますが、今後、空き家の急増が見込まれ、ますます社会問題化していくこと

を考えますと、早期の対策が必要であるというのは御指摘のとおりでございます。

本市では、空き家が放置されるのを防いで有効に活用するという観点から、空き家バンク制度を設けておりますが、放置された危険な空き家につきましては、その対策を検討する必要がありますと考えております。そこで、御質問の空き家条例の制定も、その有効策の一つでございます。

空き家条例の内容でございますが、先進地の例によりますと、まず、空き家所有者の適正な管理を規定し、責任を明確化すること、また、市での実態調査の実施を規定し、そして調査の結果、空き家が危険な状態であるときは、助言、命令、勧告の措置を行うことができるようにするものでございます。さらに、勧告に応じないときは、氏名等の公表や代執行をできるように規定するものでございます。また、これらの措置には、第三者審議会が設けられているようでございます。

今後、早期に先進地の状況などをよく調査し、空き家条例の制定に取り組みたいと考えております。

また、固定資産税の軽減制度につきましては、国で検討が行われているようでございますが、空き家条例の検討にあわせて解体費の助成制度なども検討してまいり所存でございます。

一方、先進地の例では、行政代執行した場合の費用回収など、新たな課題も生じているようでございます。

このように、空き家問題につきましては非常に難しい面がございますので、空き家条例の検討とあわせて、空き家の有効活用策である空き家バンクの再検討も必要と考えております。

現在、市内の不動産業者の方々と連携しながら、空き家バンクと空き家リフォーム補助金を実施いたしておりますが、今後、市民協働の視点も加えて、定住施策の観点からも検討してまいり所存でございます。

総務省の5年前の調査では、本市は、推計値で1,720戸の空き家があるとされています。まずは空き家の実態調査を行うとともに、空き家条例の制定、さらに空き家バンクの活性化と三本立てで、空き家問題について検討してまいり所存でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

この総務省の5年前の調査で1,720戸というのは、これは消防署の調査じゃなかったですか。消防署が空き家を調査したら1,720戸、消防署の数字じゃないですか、これは。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

御質問の1,720戸の件でございますけれども、5年前の総務省の住宅・土地統計調査で、本市の空き家率が——これは推計でございます。空き家率が11.6%ということになっておりまして、それで計算いたしますと1,720戸ということで、実数ではございません。住宅・土地統計調査の推計によるものでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

だからね、推計じゃだめなんですよ。だから、私が提案したいのはね、ここに再任用の職員を活用して、再任用の職員は専従でその調査に当たっていただき、実態の把握をまずまとめることが一番大事ですよ。そうしないと1,720戸、こんな推計した平均値をぼんと出したって、みやま市はもっと、私はこんなもんじゃないと思いますよ。

私の住んでいる行政区でも、ここ1年のうちに2軒空き家になりましたもん。皆さんの近所でもあそこが空き家になっておる、気づいたら空き家だったというような経験してあると思いますよ。

ですから、私は、まず実態調査を必ず行うこと、そうしないことには対策を講じようがない。どれだけあるのか、築何年なのか、推定でもいいですけどね。あるいは登記簿謄本を取っている建物はちゃんと登記されておりますから、それで推計じゃなくてきちっとした年月日が出てきますので、どれぐらいあるのか。そして、空き家バンクに登録できるのは、そのうちのある程度新しいのじゃないとね、なかなか空き家バンクにも登録はできないでしょうから。

私は、そういうふうな実態調査をまず始めること、そして、私は何でこの空き家条例を急げと言っているのかということですね、実は市長も一緒に協力していただきましたが、昨年、208号線の濃施地区で火災がありまして、そこに瓦とか外壁が建ったままで、柱ですけど、

いつ国道に倒れかかっても不思議じゃないというふうなものをしばらくの間放置していたわけですよ。これは空き家条例で、私はこのとき決めてほしいのは、こういう緊急性のある場合は市長の判断で最低限、安全性が保たれる状態まで市が解体でき、後に所有者もしくは占有者に請求するという条項をしていただかないと、交差点とか、そういうところとか、今から頻繁に出てくるというふうに思っております。

今ここにも答弁書にも書いてあります代執行は、本当にいろんな法律の絡みがあって難しいと思います。しかし、どうしても市民の皆さんの安全に疑問を抱くような建物があったときは、速やかにそれを市長の判断でできるというぐらいの項目をぜひ設けてほしい。

今、答弁書にありましたように、そういうふうにして所有者が見つかったときは、そこに連絡をして助言なり勧告、あるいは命令、そういうのをやれるというのは、一番最初にどこが空き家であるということのデータがないことにはまずできない話ですから、それを絶対していただきたい。それを職員さんは非常に今事務量がふえてできませんので、再任用の方にそういうことを専従でやっていただきたいと、そして、一つのデータをつくっていただいて、そういう方にまず一応こういう放置しないでくださいとか、あるいは最悪の場合は、命令まで出せるぐらいの条例をつくっていただきたい。

代執行は、なかなか難しいですね、代執行はかなり難しいと思います。

ただですね、ちょっと私ここに資料を持っているんですが、先進地の事例として、空き家管理条例タイプとしては景観環境関係の条例というのがあります。景観環境において非常に見苦しい場合は解体してもいいですよというふうな——北海道のニセコですね。ニセコなんかは、景観を阻害していると認められる場合は、所有者に指導、勧告、命令ができるとし、これに従わない場合は代執行できるとしている。

環境関係の条例では、千葉県勝浦市が勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例で廃屋、雑草が著しく不適正な管理状態にある場合、指導、勧告、命令ができると。しかし、ここではほとんど命令なんですね、命令。

それと、建築基準法でもやっぱり古い、当時は建築基準法に適合していましたが、もう今は適合しないというふうな場合も、これは代執行で解体してもいいということですが、しかし、なかなか実質、費用的に財政からいくと、そんな解体費ばかりに補助するということはできません。やっているのは、東京の足立区が1,000千円を上限として工事費の2分の1を補助していますが、東京のど真ん中ですから相当財政力も豊かなところだというふうに類

推できますから、単独の自治体としては、なかなかそこまでいかないというふうに思っております。

そこで私は、まず基本的な調査をやって、そして、特に危険な箇所に対しては、また第三者協議会の中とかを1回開催して、そこに指導、勧告とかいうふうな手順を踏んでいってもらってやっていかないと、これは大きな社会問題ですよ、空き家は。ですから、そういうふうなこと、これは避けて通れません。これはみやま市だけじゃない日本全国ですけど、東京都内でもそういうふうな事案が発生しているみたいですので、どうしてもこういうのは放置できない喫緊の課題であります。

ですから、条例は12月にでも出していただいて、3月施行ということですよ。そういうことで近隣の市町村も作成、施行するようですよ、ぜひよそにおくれをとらんように、みやま市も条例制定をお願いしたいと思っております。

最後にあと1回、市長のその前の答弁で、制定するかどうかの有無をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

前の答弁でもいたしましたように、空き家条例ですか、制定をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○14番（坂口孝文君）

これをもちまして私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は11時5分から再開いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行ってまいります。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）（登壇）

改めまして、こんにちは。13番議員の中島です。議長のお許しをいただきましたので、さ

きに通告いたしました件につきまして質問をさせていただきます。

今回は、課題解決の取り組みについてと学校教育、社会教育について伺います。

初めに、市の課題解決の取り組みについて、2点伺います。

市長は2期8年間にみやま市の安全・安心のまちづくりのため、山積みする問題解決に取り組んでこられたと思います。

1点目は、議員報酬の執行部の対応について伺います。

議員報酬は広報で掲載し、市民にお知らせしていますが、日当50千円を選挙公約に見事当選された議員もおられます。議員報酬は毎月支払われていますが、市民の方からある議員の日当50千円の問題は今どうなっているのかとよく尋ねられますので、議員報酬の対応について、また、日当50千円の支払いについて、今まで市としてどのように取り組んでこられたのか、伺います。

2点目は、ビラの内容の確認について伺います。

4校統合小学校の説明会が開催された3年ほど前から誹謗中傷したようなビラが現在までみやま市内に何度となく配布されています。市民から誤解を受けたり、市民の方がいろいろ混乱されないように、市民にわかりやすく経過説明を含め、真実を答弁してください。メガソーラー事業の市有地の随意契約による貸し付けについてお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

中島議員さんの課題解決の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の議員報酬の市の対応についてでございますが、議員報酬及び期末手当等については、地方自治法第203条第1項で「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支払わなければならない。」、同条第3項で「普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。」、同条第4項で「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されており、これに基づき、市はみやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を制定し、同条例において議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めております。すなわち、議員報酬は市が支給しなければならない義務を負うものであり、条例で定めた額を支給しているところでございます。

御質問の議員報酬の支給方法について、19人中18人の議員さんにつきましては、毎月、規定どおり各議員の指定口座へ振り込んでおりますが、1人のみ全額受領を拒まれるため、毎月、福岡法務局柳川支局へ議員報酬を供託している現状でございます。

なお、この供託の取り扱いについては、福岡県選挙管理委員会への照会や市の顧問弁護士と協議を行い、市の支払い義務を履行するため、やむを得ず行っているものでございます。

以下、この1人の議員を被供託者として称して御説明をいたします。

議員御質問のように、被供託者は議員報酬の日当額の受領のみを主張されておりますが、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例では、日当額の定めはございません。よって、被供託者が主張される日当分を支給することは本来はできないものでございます。

さらに、債権確定後の議員報酬の一部受け取り拒否は、議員報酬の一部放棄であり、公職選挙法第199条の2の「公職の候補者等の寄附の禁止」に抵触するおそれもございます。したがって、市は議員報酬支給の責務を果たすため、議員報酬の全額を供託しているところでございます。

市といたしましては、一刻も早く被供託者にも口座振り込みにより、全額受領していただきたいと考え、一定の対応を行ってまいりました。

時系列に説明いたしますと、被供託者が議員に当選後、ほかの議員と同様に口座振り込みにより全額受領を再三お願いいたしましたが、応じてもらえず、やむなく平成23年8月分の議員報酬から供託を始め、その後も被供託者には毎月、議員報酬の受け取りについての通知文書を送付いたしておりますが、議員報酬を受け取らない理由書を提出され、全額受領を拒まれるため、現在も供託を行っている状況でございます。

なお、議員報酬に関する事務は、みやま市補助執行規程第2条により、議会事務局の職員に補助執行をさせておりますが、1回の供託につき2人の職員が2時間程度の時間を要して行っており、職員の事務負担軽減のためにも、被供託者にはぜひとも口座振り込みによる全額受け取りをしていただきたいと思っておるところでございます。何とか条例を守ってほしいと思います。

次に、2点目のビラの内容の確認についてでございますが、私もこれまで何回となくビラが配布されたことは承知いたしております。その全てのビラを読んだわけではないのですが、ビラの文章が過程の一部しか掲載されていなかったり、誤ったことが書かれていても、その場で訂正することもできませんので、この場で御説明をさせていただきます。



メガソーラー事業の市有地の随意契約による貸し付けについてでございますが、当該貸付地は当初造成から16年間も塩漬けとなっており、毎年800千円程度の維持費を要し、早急に有効利用を図る必要がございました。そのような状況の中で、商工会、農協、漁業組合等に対し何らかの有効手段はないものかと相談したところ、商工会におきましては、みやま市内の業者で太陽光発電会社を設立し、太陽光発電事業を計画したいと提案がございました。

市といたしましては、市内の事業者が行うことで、地元事業者の育成が図られること、建設事業における市内業者の活用と雇用の創出が図られること、また、事業の収益が地元みやま市に還元されること、さらには遊休地の賃貸料収入とあわせ、償却資産に係る固定資産税及び法人市民税の収入が得られること、メガソーラー施設のみでなく、地元からの要望を受け入れた緑地分を含めて余分に土地を賃貸ができること、また、隣接する農地においても転用手続終了後、発電事業を行っていただけることなどが随意契約で貸した理由でございます。

賃貸料について申し上げますと、平成24年初めにシャープ株式会社より、2メガワットの太陽光発電事業の提案がございました。その内容としては、賃貸料は1平方メートル当たり80円での計画でございました。しかも、用地全体の使用ではなく、将来の拡張の見通しもございませんでした。また、太陽光発電協会が国に買い取り価格の単価を要望する場合、申請した単価が1平方メートル当たり150円でございました。さらには、全国での太陽光発電施設での賃貸料を調査する中で、100円から150円というものが多くあり、また、年間発電金額の3%というところも幾つかの自治体でございました。ちなみに、3%をみやま市に当てはめました場合は、1平方メートル当たり80円となります。

各地でいろいろなケースがあり、市といたしましては年々地価が下がっている中で、地元事業者に貸与することの相乗効果を考慮し、総合的に判断し、単価を1平方メートル当たり140円といたしました。これは平成24年12月議会で説明したとおりでございます。

また、この市有地のみやまエネルギー開発機構への貸し付けについての議案は、同じ12月議会において議決をいただき、翌年の1月15日発行の議会だよりでも大きく取り上げていただいております。

最初に申し上げたとおり、まかれているビラについては、一方的に書かれたものであり、配布されれば、その場で反論することはできません。市民の皆様には、誤った情報で判断を惑わされることのないようお願いいたしまして、答弁とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

まず1点目の議員報酬についてでございますが、市民の方は、日当50千円に関して大変関心を持っておられますので、わかりやすく答弁をしてください。

答弁書を見ますと、議員報酬を受け取らない理由があるということですが、どういう理由で受け取られないのか、その辺をちょっと説明してください。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

それでは、私のほうから回答させていただきます。

御本人の受け取られない理由についてでございますが、本人さんにつきましては、議員報酬の日当分1日50千円としてその月の出勤された日数しか受け取らないということで主張されているわけでございます。先ほど市長の答弁にもございましたように、私どもといたしましては、みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づきまして、18名の議員の皆様方にはお支払いをしているわけですけれども、被供託者の方につきましては、1日50千円掛けその月の出勤日数ということで主張をされておりますので、どうしても条例どおりの支給がされておられません。したがって、こちらとしましては、全額支払いをお願いしているわけですけれども、そういうことでちょっと食い違いがございまして、全額受け取られていないという状況でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

今、受け取らない理由をお聞きしますと、市の都合のいいように聞こえますが、その辺はどうなんですか。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

みやま市といたしましては、条例に沿っての議員報酬の支払いでございますので、あとは

法務局の処理の問題でございます。決して、みやま市の都合ということではございません。被供託者みずから条例を守っていただければ全て解決できる問題だと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

最初の理由なんですけど、議員が日当50千円ということでマニフェストで当選されたわけでございますが、これは本議会でも議会発議をして、議員提案すれば、可決すれば条例を改正して日当制にもなるし、否決すれば肅々と受け取るようになるかと思いますが、その辺はどうなんですか。そういう方法もあると思いますが。1番の日当50千円に関しては、議員みずから今議会でも議員発議をして、議会提案をして、可決すれば、条例を改正すれば済むことでしょうか、否決すれば18人と一緒に銀行振り込みで肅々と受け取ってもらえば済む方法もあるんじゃないですかと言っているんです。その辺はどうなんですか。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

それは当然条例が被供託者の言われるような条例になれば、当然そういうことにもなりますし、それがなければ、それはそのまま今の条例が続くということでございますので、それは全額受け取っていただきたいということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そしたら、議員みずから行動を起こせば、それなりに進んでいくということなんですね。

それと、2点目の、全額受け取るのが条例ということですが、私たち議員は市民から選ばれた議員でございますので、議員みずから条例を守らないのはちょっと考えにくいわけでございますが、その辺はどう思われますか。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

議員さんというのは選挙で選ばれた公人でございますので、どんなに主義、主張、意見は

違うかもしれませんが、現状として今ある条例に基づいて行動なりをしていただくというのがまず基本ではないかというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そしたら、2点目も議員みずから条例を守っていただければ解決する問題なわけですね。

はい、わかりました。

それと、答弁にもございましたが、どのような方法で供託をされているのか、職員2人同行して法務局に供託をされていることなんですか。もう少し詳しく答弁をしてください。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

この分の実務につきましては、議会事務局の職員のほうで対応しておりますので、そちらのほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

四牟田議会事務局次長。

○議会事務局次長（四牟田正雄君）

市の補助執行規程によりまして、市長の事務の中で支出負担行為に関するものは議会事務局の分となっておりますので、私のほうからお答えいたします。

具体的に申し上げますと、議会事務局の職員が議員報酬として支払うべき現金を会計課から預かりまして、供託申請書を作成し、法務局から被供託者へ通知を送付するための切手を張った封筒、それから納付依頼書を用意いたしまして、福岡法務局柳川支局へ出向き、供託の手続を行っております。法務局では、供託申請書及び封筒を提出いたしますと、法務局から供託書が交付されます。その後、職員は法務局指定の金融機関、福岡銀行柳川支店でございますが、へ出向いて供託書、それから納付依頼書を窓口へ提出し、納入しております。以上の事務に1回の供託につき2時間程度要しております。

また、法務局は、供託金が納入されたら、被供託者へ供託の通知を行っております。

なお、福岡法務局柳川支局と協議した結果、直接法務局指定の金融機関へ振り込みができないので、現状のような方法で行っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

私も初めて聞くわけなんです、それで毎月職員が2人、柳川の法務局に行って、その後、指定された銀行にまた2人出向いているということですね。

そしたら、答弁書にも書いてありますが、23年8月から議員報酬を受け取っていないということなんです、そしたら年間12回と、期末手当2回ありますので14回、もう3年過ぎておりますので、今まで42回、供託されていることになりますね。あと1年任期がありますので、4年間で56回供託されていることですね。

○議長（牛嶋利三君）

四牟田議会事務局次長。

○議会事務局次長（四牟田正雄君）

お答えいたします。

供託の回数でございますけれども、平成23年8月からでございますけれども、一応23年8月分につきましては、被供託者の方に再三お願いしている部分とかございまして、それと、その関係で法務局のほうと協議とかしまして、具体的に申し上げますと、23年8月分から24年3月分のやつはもうまとめて1回と、その後、24年度からは議員おっしゃるように、毎月12回、プラス期末手当2回で14回、るる説明しましたけれども、今まで23年8月分からことしの8月まで合計しますと35回ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

これは全く、議員みずから言ってありますけど、経費の無駄遣いになると私は思いますが、その辺はどうお考えですか。職員2人同行させて、2時間かかって、月1回行っているわけなんでしょう。私、全く経費の無駄遣いと思いたしますが。

○議長（牛嶋利三君）

四牟田議会事務局次長。

○議会事務局次長（四牟田正雄君）

先ほど市長及び総務部長のほうから回答があったとおりでございます、職務執行上、発生する費用でございますので、具体的には郵便切手代とか封筒代、それから人件費、それからもちろん小さく言えば公用車のガソリン代がありますけれども、そういった分につきましては報酬を全額支給しなければならないという部分の債務を遂行する上から発生するものでございますので、この支出はそういったことで支出しておりますので、そういったことで考えております。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

先ほど言われた受け取らない理由を守っていただければ済むことですね、これに関してはですね。もうちょっと今度は質問を変えます。

日当50千円ということで、市のほうに毎月、50千円ということで何日出面かなんかして、請求かなんかなされるんですか。ちょっとその辺をお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

四牟田議会事務局次長。

○議会事務局次長（四牟田正雄君）

市長の答弁のほうにもあったと思うんですけども、一応まず市のほうから毎月、報酬の分でございますけれども、今現在、供託をやっていますよね、支払いを行いますので受け取ってくださいという通知を出します。そして、受け取らない場合はその理由を出してくださいといったことでやっておりますけれども、毎月、受け取らない理由書というのを提出されます。その分で受け取らない意思が確認されますので、先ほど来説明しておるように、2人の職員が供託を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そしたら、日当50千円ということで、今月何日出たから幾らお支払いくださいというあれはないんですか。議員みずから事務局のほうに支払ってくださいという、そういうお願いはないわけなんですか。

○議長（牛嶋利三君）

四牟田議会事務局次長。

○議会事務局次長（四牟田正雄君）

先ほど説明申しおくれましたけど、受け取らない理由の中に今月は何日分出たから幾らと  
いうことは明記してございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

先月書いてある、それないですか、そちらのコピーとかは。

○議長（牛嶋利三君）

四牟田議会事務局次長。

○議会事務局次長（四牟田正雄君）

これに関しましては個人情報に関する部分がございますので、そういったことで御理解を  
いただきたいと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

日当50千円ということですが、市は全額支払っているんですよ。そのお金は全部、被供託  
者のお金になるわけです。だから、一つも市の財政に費用が貢献しているということは全く  
なくて、むしろ、職員の方が2時間かけて行くから、それだけ市に迷惑をかけているという  
ことになるわけです。市がそれを回収できればいいんですけど、全部被供託者のお金なんで  
すよ。だから、皆さんと同じような金額を被供託者に支払っている。その上に職員が2名、  
2時間かけて、ガソリン代使って毎月行くということで、非常に市に迷惑がかかっている  
ということだけは私は申し上げておきたいと思えます。議員であれば、条例を守るべきだと思  
います。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そしたら、日当50千円は自己申告で自己判断しているということですね。

合併をしない町で有名になりました福島県の矢祭町は、全国でただ1カ所だけ日当制になっております。その日当の計算は課長級を対象にして、ここに持っておりますが、矢祭町は日当30千円でありまして、課長職の平均日給44,772円（期末手当などを含む）の7割、課長級は8時間勤務でございますので、議員は臨時出勤で1回の勤務時間も短いということで、その7割ということで日当30千円を導入されたようでございます。

先ほど休憩のとき聞きましたけど、みやま市の課長級といたら日当は220日出て34千円の計算になるわけなんです。だから、議員みずから日当50千円というのは課長職より高いような気がいたしますが、その辺どう思われますか。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

議員の御質問でございますけれども、この金額につきましては、被供託者御本人からの自主査定により計算されているわけでございますので、こちらのほうの市としては全く関知をしておりませんので、ちょっとお答えのしようがございません。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

先ほど市長も答弁されましたので、もう最終的には議員みずからの報酬ということであります。

そしたら、現在まで幾ら供託されたのかも、そちらもわからないということですね。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

法務局に行って、市長命令でしたら閲覧は可能でございますけれども、ちょっと一番直近では閲覧をしておりますのでわかりませんが、ただ、御本人がまかされているビラの中に、供託金が10,000千円を超えましたと、そして、公務員の不正行為を通報された方には1,000千円差し上げますというふうな記載もございますので、それを信じますなら10,000千円を超えているんじゃないかというのは推察が可能でございます。



○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

それ、私もちょっとここにビラを持っていますので、それはそのとおりだと思います。

今後は、市のほうも議員に対して議員報酬を受け取っていただくように努力をしていただきたいと思います。

それと、議員に対して、今月議会でも、先ほど言いましたように、議員発議をして、本会議で提案をして、可決すれば条例を変えて日当制にもなりますし、否決すれば粛々と来月からでも議員報酬を受け取っていただくように期待しております。

それでは、2点目のビラの件でございますが、先ほど答弁にもございましたように、議会のほうには一応経過説明がございましたが、ビラの内容を見ますと、市が安く貸したようなビラが配布されているわけでございます。ちょっとこのビラを見ますと、「メガソーラーの用地は、この計算では210円で貸すべきとなります。貴社への貸付額は140円で、本来の半分の額です」という、こういうビラが流れているから市民が大変混乱をするし、誤解を受けるわけなんです。こういう経過説明を私たち議会には説明されておられますので、私たち議員としてはわかりますが、こういうビラを配ってもらったら本当に市民が誤解をされるし、本当混乱されているのが現状でございます。

それと、関連でございますが、もう1点は、T社から市長が給料600千円もらっていると、そういうビラも出ております。ここに読み上げますが、「T社より600千円の給料を市長就任以来もらっている」と、毎月市長がもらっているような、私たちは年間に600千円と聞いたような気もいたしますが、その辺、市長、ちょっとお答えを願います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

年間600千円です。月に50千円です。市長就任からじゃないです。県議会議員時代、もうずっと何十年と続いています。これは政治活動にぜひ使ってほしいということで、もう20年ぐらいずっと後援ということで50千円ずつ毎月もらっています。もうほとんど葬式代に行くということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

**○13番（中島一博君）**

今の市長の答弁でわかりますように、このビラを見ましたら、毎月給料を600千円もらっているようなビラの内容でございますので、市長の答弁ありがとうございます。

それと、先ほど総務部長から説明がございました。このビラの中の「選挙の公約の供託金は合計10,000千円を超えました。選挙違反や公務員の不正を告発する会に準備中です。告発者の報賞金は1人当たり1,000千円の計画です」、こういうビラが出ているわけなんです。市長、こういうビラの内容に対してどう思われますか、お答え願います。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

私は就任して7年半になりますけど、うちの職員というのは非常に真面目で、非常に熱心に仕事をしていると私は高く評価をいたしております。だから、いたずらに悪いことをしているんじゃないかという偏見を持って見られるというのは非常に遺憾で残念です。やはり職員はみんな市のため頑張っているんです。朝は早くから夜は遅くまでですね、特に災害のときなんかは夜中でもずっと出てきてやっていたんです。そういうのをひとつも、そして皆さんも御案内のとおり、この決算書、あるいは予算、こんな膨大な書類を短時間の間につくり上げにやいかんと、そういったこともやっていますし、そして市民の皆さんにも窓口でも丁寧に対応しています。たまには、それは意見が食い違ったりして、やりとりすることがあると思いますが、総じて私は職員の皆さんはやはり難しい試験を通過して頑張っておるだけに、私は高く評価をいたしております。私には市民の方から、あんたげん職員はつまらんばいと言われたことはほとんどないです。だから、そういった不正をしているとかなんとかというのは全くないと思います。議員さんがそういった職員を信じなくて誰が信じますか、そう思いますよ。ほかの議員さんみんな好意的に見てもらっておりますが、1人だけいつも揚げ足を取ることでばかり考えていらっしゃる方がいらっしゃるのは非常に残念です。

**○議長（牛嶋利三君）**

13番中島一博君。

**○13番（中島一博君）（登壇）**

今、市長が言われたように、執行部も議員も立場は違いますが、みやま市の安心・安全ま

ちづくりのためにお互いに頑張っていく立場でございますので、市長におかれましては、6月議会で次期市長選に立候補を表明されておられますので、今後、またビラが配布される可能性もありますので、十分注意していただきたいと思っております。

次の質問をさせていただきます。

次に、学校教育、社会教育について、2点伺います。

みやま市は合併して8年目になりますが、旧3町時代からみやま市出身の小学校の校長経験者では長岡教育長が初めての教育長であり、子供たちの教育を一番身近に熟知している方だと思います。教育長は、私の使命は風土のよさを生かしたみやま市ならではの学校教育、社会教育を充実、発展させていくこと、学習集団の改善を図る学校再編もみやま市ならではの学校教育のための大事な施策だと述べられています。また、風土のよさの一つである高い教師力を継承するために、若い先生たちを確保して育てることも課題である。社会教育で力を入れるべきことの一つは、高齢化社会地域であるみやま市が健康長寿のまちになるよう、教育の面から創意工夫を凝らすことであるとも述べられています。

1点目は、4校統合後の風土のよさを生かしたみやま市ならではの教育について、教育長の考えを伺います。

2点目は、平成21年度より高田町、山川町に校区公民館も整備され、充実した環境の中、公民館活動に取り組んでいますが、15校区の公民館の現況について伺います。

#### ○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

#### ○教育長（長岡廣道君）（登壇）

将来を見越しましたみやま市の教育全般についての御質問、ありがとうございます。

学校教育、社会教育の質問についてお答えいたします。

まず、具体的事項1の4校統合後の将来のみやま市の教育についてでございますが、風土のよさを生かしたみやま市ならではの教育、特に学校教育の推進を中心に3点からお答えいたします。

1点目は、みやま市の風土のよさをどのように捉えているか、2点目は、みやま市が目指す子供の力とはどのようなものか、3点目は、風土のよさを生かす教育としての取り組みとはどのようなものかということでございます。

1点目のみやま市の風土のよさをどのように捉えているかについてでございますが、5つ

のことを簡潔によさとして捉えております。

1番目は、子供たちのよさです。みやま市の子供たちは全体的に素直で前向き、挨拶がよくでき、生活習慣が比較的良好に身についているなどのよさがございます。

2番目は、保護者や市民のよさです。保護者や市民は子供のしつけに対する意識が高く、学校やPTAへの支援も積極的で、さらには市や地域の行事等への協働性もあるという、さまざまなよさがあります。

3番目は、教職員のよさです。市内の教職員は、授業力のある先生が多く、協働意識も高く、みやまの子供に対する熱い思いを持っております。

4番目は、自然や産物、行事等のよさです。みやま市には豊かな自然と農水産物があり、多様な伝統行事も活発に実施されております。みやま市はそのようなよさも持っております。

5番目は、みやま市教育委員会の特色です。今、みやま市は一つを合い言葉に教育委員と事務局員との結束力を高めております。もともと教育委員会は、学校や市民に寄り添う姿勢がございましたが、ここ数カ月で教育委員や職員のチームとしての意識も高まってまいりました。これも大切なよさとして捉えているところでございます。

このように、みやま市の5つのよさを風土のよさとして捉えているところです。私たちの先祖、先達が古くから脈々と築いていただいたこれらのよさに対して、教育関係者はもちろん、市民全体が誇りと自信を持つべきではないかと考えております。

このようなよさを十分に生かして、子供の教育に当たり、よりよい成長へつないでいこうと考えております。

そこで、2点目のみやま市が目指す子供の力とはどのようなものかについて説明いたします。

目指しているのは、みやまの力です。みやまの力とは、今着目されている全国学力・学習状況調査の結果に見られるような国語や算数・数学の数値結果を大切にしつつも、これら2教科以外の複数の教科、領域にわたる力であり、主に授業で培う知識や技能、思考力を中心に、風土のよさとしての保護者や地域の教育力を活用し、みやまの教師力を生かしながら、教育活動全体で育てる心や体の面も大切にしていくことで幅広く育っていく力でございます。いわば挑戦する力と言ってもいいと思います。

このような力は、一般的に言われている学力ではなく、みやま市としての特色ある捉え方だと言えます。つまり、確かな学力、豊かな心と規範意識、健やかな心身といったような幅

広い学力の捉え方をしているのであります。

確かな学力で言えば、例えば、それぞれの教科等の勉強の方法、あるいはそれについての意欲、または読書活動も上げられます。また、豊かな心と規範意識ですと、挨拶がよくできることや自尊感情の高さ、あるいは志や夢を持つこと、さまざまな決まりの遵守なども上げられます。健やかな心身では、健康な体であることや体力がついていること、または生活習慣が身についていることなども上げられます。

このように子供のよい面を幅広く捉え、子供にみやまの力として身につけさせていきたいと考えているところでございます。

これらのことを踏まえ、3点目の風土のよさを生かす教育としての取り組みとはどのようなものかについて御説明いたします。1点目で御説明しましたみやまのよさを生かして、2点目で説明したみやまの力を育てるために、物、事への取り組みの面と、人、つまり教職員への取り組みの面から御説明いたします。

物、事への取り組みの面ですが、風土のよさを生かすための課題がございます。それは子供を取り巻く環境についてです。複式学級や単学級で、少人数の学校がふえてきている状況から、よりよい人間関係づくりや切磋琢磨するなどの体験が十分にはできないままになっている学校がふえてきております。いわゆる学校規模適正化の問題であります。このことについては、保護者や市民の皆様の御理解を得ながら、着実に進めていかなければならないと考えております。

それと同時に、学校のハード面の整備、充実を図る取り組みも進めていきたいと考えています。例えば、校舎や校舎内外の施設、設備について、ICT教育や体験学習のための教材、教具についてなどがこれに当たります。

また、教育内容面では、子供のよさや保護者や市民のよさ、自然や産物、行事等のよさを生かして、地域行事や保護者、地域の人材を活用した教育効果のある授業づくりや行事等の開催、PTAと連携した学校生活そのものの充実を図る取り組み、さらにはみやま市教育委員会の特色も生かして、社会教育の分野と連携しながら、挨拶運動や通学合宿の推進、社会教育委員による家庭教育の充実への取り組み、あるいは市立図書館の効果的な活用なども取り組んでいこうと考えております。

もう1つの人、つまり教職員への取り組みでございますが、これにおいても風土のよさを生かすための課題がございます。それは次世代のみやま市の学校教育を担う人材の確保と育

成です。みやまの教職員のよさを受け継ぐべき20代、30代の若い教職員が不足しております。小・中学校の教育は、教師のいわば職人わざに支えられております。みやま市には、その職人わざを持つベテランの教師が多いことが学力調査の良好な結果にもつながってきています。

しかしながら、そのみやま市の教職員のよさが今危機に瀕しております。それは50代の教職員がここ数年間の間に大量に退職していくからです。教職員が経験を積みながら蓄えた授業のつくり方や児童・生徒の捉え方、対処の仕方、保護者への対応の仕方などの教職員としての技術、また教科や領域に対する考え、学校や教育、指導そのものについての概念や理念などについて、きちんと次の世代へバトンを渡していくことが重要なのでありますが、それが難しい状況になっております。

そのために、20代、30代の若い教職員を計画的に確保することが急務であります。しかし、ここに一つ課題がございます。それは教職員の定数の確定という課題です。教職員の定数の確定については、みやま市の児童・生徒の人数や学校ごとの学級数などによって、県の教育委員会が各学校へ配置する教職員の人数が決まるというものです。

教育は人なりと申します。若い教職員を確保し、意図的、組織的に力のある先生へと育成していくことが大切です。この観点からも、学校再編の前半部分について計画的に推進し、定数の確定に努力しなければならないと考えております。

本日は、学校教育を中心に風土のよさを生かしたみやま市ならではの教育を御説明いたしましたが、社会教育の構想について少しだけお話をさせていただきます。

社会教育では、健康長寿を一つのテーマとしたいと考えています。今、みやま市の体育協会のメンバーは2,000名余り、文化協会のメンバーも2,000名近くに上ります。実に10人に1人がどちらかの協会に属しているという計算です。このような市はなかなかありませんが、市民はそのすばらしさを十分には認識しておられません。また、社会教育の担当者もその世話は大変なのでありますが、これを当たり前のこととしてお世話をしております。みやま市教育委員会としましては、このようなすばらしさも生かし、運動やスポーツ、文化や芸術について社会教育の面からさらに活性化し、健康長寿のまちの実現に役立てたいと考えております。

次に、具体的事項2の校区公民館施設の現況についてでございますが、校区公民館は地域コミュニティや地域づくりの拠点として重要な役割を担っております。

今日、さきに説明しましたさまざまな風土のよさを有するみやま市におきましても、地域

を取り巻く環境は少子・高齢化、情報化、ニーズの多様化、そして個性化などが進む中で、以前と比べると地域の連携や触れ合いが希薄になっております。そこで、このような社会環境の変化の中、公民館活動の果たす役割はますます重要になってきていると考えています。

現在、市内には各小学校ごとに15の校区公民館がございます。瀬高地区の7校区公民館につきましては、3町合併以前から校区公民館施設が整備され、充実した環境の中、活発な公民館運営、公民館活動が展開されております。また、3町合併当初、山川地区、高田地区につきましては、校区公民館施設はございませんでしたが、公民館活動の拠点となる校区公民館施設が必要であるとの要望を受け、平成21年度に学校施設の一部を利用し、公民館施設の整備を行いながら、山川地区、高田地区の校区公民館活動の充実と推進を図ってきたところでございます。

瀬高地区、山川地区、高田地区それぞれにこれまでの歴史や活動の経緯の違いから、校区公民館施設の規模や運営費、活動内容につきましても違いと特色があるというのが現状であります。

このような現状ではございますが、各校区公民館におきましては、支館長、支館主事を中心に、みやま市の風土や校区の特性を生かした特色ある活動、運営を活発に展開していただいているところでございます。

以上、中島議員さんの御質問、学校教育と社会教育、あるいは校区公民館施設の現状について、要点を中心にお答えいたしました。風土のよさを生かしたみやま市ならではの学校教育、社会教育の実践に向けては、市議会の皆様の御理解と御協力が不可欠でございます。みやま市の子供たちのため、市民のために教育に関してみやま市は一つであってほしいと願っております。

どうか市議会の皆様の御指導、御鞭撻とみやま市の教育のさらなる発展に向けた御協力をこれからもよろしくお願い申し上げまして答弁を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

教育長、長い答弁、ありがとうございました。

将来のみやま市の教育については、教育長を中心にみやま市のよさを生かしたみやま市ならではの教育をできるだけ早く実践していただきたいと、教育長、期待しております。

公民館活動につきましては、現在15校区公民館の行事や公民館への費交付金の調整など、大きな問題があると思いますが、将来、学校統合を推進していく中で、支館の統合、施設の設置などはどのように考えているか、1問だけお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣道君）

校区公民館の統合に関する御質問でございますが、まず今度の4校統合の新校の設立がございますけれども、校区公民館につきましては、学校統合と時期を一にするということではございません。これまで学校再編につきましては、各校区においても説明してまいっているというふうに思いますが、学校の統合とは切り離して校区公民館の統合というものが進んでいくものではないかというふうに思っています。それはなぜかと申しますと、やはりそれぞれ校区の公民館の活動には歴史がございますので、それぞれの公民館が学校が統合してから後に状況を見ながら、あるいは機運を見ながら活動を続けられたり、判断されるのではないかとこのように考えているところです。施設が先にあるのではございませんで、やはり組織や活動が先にございまして、それに見合った施設の確保というふうなことになるかというふうに思っております。

今度の4校に関しての公民館につきましては、飯江支館については、新校の校舎の一部を活用するという事で全協でも御答弁をいたしておりますので、そのような形で進んでいくというふうに思いますし、4校の各校区の公民館の活動についても、今申したような流れになるのではないかとこのように思っております。

今後、再編がほかの校区等でも進んでまいります、同じような形で、もともとある15校区の公民館の活動の状況を見ながら、よければ校区民の方々の機運を盛り上げていただいて、そのまま継続するのか、統合していくのか、あるいは一部ジョイントにするのか、そういうふうなことになるかというふうに思っております。これにつきましては、公民館審議会という諮問機関がございますので、その御意見もお伺いしながら、校区民の皆様方の意見もあわせてお聞きして進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。



○13番（中島一博君）

答弁ありがとうございました。

今後、校区公民館の施設などについても、先ほど答弁されたように、校区公民館の活動状況や地域の方の意向を踏まえながら検討していただくようお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後0時04分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

引き続き、一般質問を行ってまいります。6番川口正宏君、一般質問を行ってください。

○6番（川口正宏君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。6番議員、川口でございます。

それでは、議長より御指名いただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

最初に、高田支所及びまいピア高田の施設改善・利用増進について質問させていただきます。

皆さんも御存じのように、まいピア高田は旧高田町時代、町民の念願であった夢の文化施設として平成18年に開設され、8年が経過しました。おかげさまでたくさんの市民の方から親しまれ、利用されております。

しかしながら、今回、まいピアの北側に新しく市役所の高田支所が開設され、1年以上経過いたしました。高田地区の住民の多くの方が支所の場所や進入方法に戸惑いを感じられておられます。

そこで、まいピア高田と支所周辺の整備や機能の改善などをし、リニューアルすることにより施設の有効活用をすべきではないかと思うところでございます。

具体的に申しますと、高田支所が移転して1年半が経過しましたが、今でも多くの方が支所と間違っまいピアへ訪ねてこられるそうです。そこで、現在、南側正面にワイヤー状のフェンスがあり、その内側に植栽してありますが、植栽は入念に手入れしないと荒廃しているように見えます。利用者は市内の方だけでなく、地区外からの方もいらっしゃいます。そ

のためにも施設に似合った門柱や外壁、看板を設置することで利用者の利便性を図るべきではないかと思うところでございます。

次に、新しくできた大駐車場への進入路についてですが、現在は南側からまいピアの東側を通り入るか北側からの進入路から入っていますが、危険性が大きいと聞いております。特に大型バスなどが進入するときは支所のところが狭く、見通しも悪く、事故の確率が高いと聞いておるところでございます。また、北側からの進入路は大半の方が御存じありません。その上、入り口の楠田川の側道は狭くて車の離合もできないくらいです。本当に不便で危険だと思ふところでございます。1億円以上かけてつくった駐車場です。安全性を考えると、別途、進入路を検討し整備すべきだと思ふところでございます。

次に、まいピア高田の施設の活用についてですが、大ホールの利用者をふやす努力や、特に他の市町村にない能舞台を広く活用していただく努力をすべきではないでしょうか。また、現在、施設内に託児所がありますが、利用者数はほとんどなく、その存在さえ知られていない状態です。また、金工・木工室はほとんど利用がないと聞いているところでございます。施設の有効活用のためにも用途変更を検討すべきではないかと思ひます。

最後に、まいピア高田の管理費は毎年30,000千円以上かかっていますが、まいピアの管理運営はほとんど委託されております。そのため、施設の維持管理だけで前進的な取り組みがなされていないように思われます。今後、住民が意欲的に活動できるような情報発信の施設に充実していくためにも、市民の意見を取り入れた有効活用推進を協議する組織を立ち上げていくべきではないかと思ふところでございます。

以上、4点について具体的にお答え願ひます。

○議長（牛嶋利三君）

教育長。

○教育長（長岡廣道君）（登壇）

まいピア高田等市内の市民会館の効果的な利用についての御質問をありがとうございます。高田支所の件も含めまして、まいピア高田の施設改善・利用促進について川口議員の御質問にお答えいたします。

まず、具体的事項1の門柱や外構の改善をすべきではないかということについてでございますが、まいピア高田敷地内に植栽しております樹木の剪定につきましては、毎年1回、業者に委託し剪定を行っております。また、除草につきましても年3回定期的に実施しており

まして、今後もこのような方法で引き続き施設的环境整備に努めていきたいと考えております。

高田支所が、平成24年12月より現在のまいピア高田の北側に開庁して1年8カ月が経過しております。開庁当時より、まいピア高田の南側入り口に支所の案内板を設置しておりますが、川口議員さんからの御指摘につきましては、まずは現状を調査した上で利用者にわかりやすい誘導を行うための研究をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、具体的事項2、大駐車場への進入路の整備についてでございますが、現在、大型バスなどの進入につきましては、まいピア高田の南側から建物の東側を通り、高田支所の前を通る形で大駐車場へ入るようなルートとなっております。

大型車の進入に関しては、支所付近にあります植栽ブロック部分と国旗掲揚台部分の2カ所が若干狭くなっておりまして、通行がしにくくなっている状況であります。

支障となっている植栽ブロックにつきましては、ブロックの撤去移設工事に伴い、水道管のメーターや弁の移設という問題も発生いたします。また、国旗掲揚台の移設に際しましても、障害者用駐車場の1台分がなくなる可能性もございます。

つきましては、大型バスなどの利用頻度や通行状況など実態調査を行い、この件に関しまして多方面から検討していきたいと考えております。

具体的事項3のまいピア高田の施設の活用についてでございますが、まいピア高田につきましては会議室や和室、調理室のほか多目的ホールや図書館を備えた複合的な文化施設として平成18年9月に会館しております。以来、首長部局や教育委員会、公民館や文化団体の行事を初め、各種サークルの日常的な活動の場として幅広く利用いただき、年間10万人を超える方が来館されております。

一方で、議員御指摘のとおり、託児室や金工・木工室につきましては、確かに一般の方にはなじみの薄い施設でございます。特に託児室においては、多目的ホールや会議室などを使用される際に、主催者が子供連れの来場者のために託児所を設ける場合に利用されるものです。基本的に多目的ホールや会議室などの付随施設であることから料金設定もしておりませんし、福祉的観点からも必要なスペースでございます。

そこで、機会あるごとに市民の皆様にも広くPRし、小さな子供連れの方にも、まいピアの利用が一層しやすいようにしたいと考えております。

また、金工・木工室につきましては、会議室にない作業台や水道設備を設置しているほか、作業の音が漏れにくいモルタル壁となっております。

定期利用団体としましては、美術や工作を中心としたトールペイントクラブ、模型クラブのほか生け花クラブなどがあり、そのほか地域の工作教室にも利用いただいております。また、会議室が不足した場合の会議や少人数での会議等にも利用いただいている現状であり、この部屋の特性を生かして活用を続けていきたいと考えております。

具体的事項4の施設の有効活用推進の組織づくりについてでございますが、現在、市内にあります市民会館的な社会教育施設といたしましては、瀬高公民館、山川市民センター、まいピア高田がございます。

各施設では、みやま市文化祭、芸能文化フェスタ、興田準一文学祭などの文化的行事の開催や各種サークル活動、生涯学習活動が行われ、多くの市民の皆様にご利用いただいております。また、各館には図書館が併設または隣接しており、文化情報発信の拠点として、いずれも市民には欠かせない施設であると考えております。

施設の利用者につきましては、まいピア高田に限らず、中高年の女性に比べますと若い人や男性の利用が少ないことは否めない事実でございます。一方で、男女や年齢によりスポーツ面、文化面などに対する興味や関心の違い、あるいは余暇の過ごし方の違いもあり、利用の傾向性としては、仕方のない側面もございます。

そこで、教育委員会といたしましては、まいピア高田に比べ利用頻度が少ない山川市民センターを初め、瀬高公民館を含めた全体的な利用を促進し、社会教育のテーマの一つである健康長寿に向けて3つの施設を合わせて市民全体の活用が活発になるようにしたいと考えているところでございます。

また、施設の有効活用の推進につきましては、社会教育事業や公民館事業の展開と密接にかかわってきますことから、既に諮問機関として存在しております社会教育委員会や公民館運営審議会などに御意見を伺いながら推進していきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたしまして答弁を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今、教育長のほうから答弁をいただきました。

その中で、最初に植栽の手入れの件ですけれども、毎年1回剪定して草刈りを3回やっていると。実際常識で考えても、それぐらいの回数では、やっぱり道路のほうから見たら、何か荒れ果てた寂れた感じに見えるそうです。やっぱり剪定にしても年に二、三回ぐらいは、植栽してある木によって違いますけど、やっぱりせっかく皆さんが喜んで利用していただいているまいピアと、また高田支所の表看板ですから、もう少しやっぱり植栽とか草の手入れはしていただきたいと思うところですが、いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

教育長。

○教育長（長岡廣道君）

この高田支所関係につきましては、総務部のほうから回答してもらいたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

今、教育長のほうからありましたように、高田支所の関係もございますので、私のほうから若干お答えさせていただきたいと思います。

先ほどの川口議員のほうからありました剪定の件でございますけれども、毎年1回でございます。時期が大体8月に予定をしておりますけれども、議員がいつごろになったかというのがちょっとわかりませんが、本来なら8月にするべきところではございましたけれども、御承知のような天候でございます、それが8月中にできなくてかなり枝が伸びているという状況がございます。本来でしたら、もう8月に終わって普通の剪定後の姿をもらっていただけたらというふうに思っております。

それと、除草につきましても年に3回でございますので、3回で私は十分ではないかというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

いや、私がこの話を住民の方からお聞きしたのは7月の終わりごろだったんですけれども、現在でもまだちょっと恥ずかしいぐらいの状況じゃないかと思えます。

そういう中で、年に1回で十分だと思いますということですが、果たして実際の現

地をたまには見て回ったり、そういうことはしてありますか。

○議長（牛嶋利三君）

総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

今回は議員のほうから御質問がございましたので、早速、その分は確認に行ったところでございます。

現況はまだ剪定をしておりませんので、今、見られても枝は伸びたままだと思います。先ほど言いましたように、8月には本来でしたら終わっている分が天候の関係でまだ終了していないということでございますので、今見られてもちょっと伸びたような状態になっております。ですから、それが終わりましたら、またきれいな姿になるというふうには思っております。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

それで、このフェンスの件は、常時あそこを通る人からお話があったわけです。それで、やっぱり年に1回というのは、ちょっと部長は今、年に1回で十分ですと言われましたけれども、今後、経過を見ていていただきたいと思います。

それと次に、先ほど申しましたように大型バスとか、そういうのが、ちょうどイベントとかそういうときに来るわけですね。そうした場合に、ちょうど支所のところが狭くなって、そして見通しが悪いわけですね、こっちに支所がありますから。それで事故にまで至っておりませんが、何回も危ないことがあったということでお聞きしておるわけです。

それで、先ほどポールを移すと、国旗掲揚台を移すとか植栽ブロックを移すといろいろ水道のメーターとか障害者の駐車スペースが減るとかそういうことを言われましたけれども、事故が起こってからじゃ遅いんですよね。皆さんも、よくまいピアとか支所には行かれると思いますので、よく検証していただいて安全対策を考えていただきたいと思います。

それと、まいピアの話になりますけれども、先ほど申しましたように、託児室ですね、あそこはあそこが管理してある方からお聞きしたんですけれども、ほとんど利用があってないと。実際知っている人が何人いるかと、そういうお話があったわけですね。それで、子供たちが親と一緒に遊べるようなキッズルームとかにしたらどうかという提案があったわけです。

私もよくいろいろ聞いてみたら、ほとんどの人が託児施設があそこにあるのを、僕も全然知らなかったんですよ、こういうところに託児施設があったのかなど。

答弁では、ぜひ必要であると言われましたけど、それは必要ですよ。それは答弁で言われたように、やっぱり住民の皆さんがまいピアに行けばちゃんと託児施設があそこはあると。そうすると、託児施設になったらやっぱり子供たちを見てくれる人もいないとだめなんですよ。それで、その辺もやっぱりせつかくあそこはスペースがきれいに部屋があつてあるわけですから、もう少し有効に活用しないともったいないじゃないですか。先ほど答弁でありましたように、利用者も年間10万人からあつていると。そういうのは私たちが十分わかっております。私たちが月に何回かまいピアに行くものですからですね。

それと、先ほどの金工・木工室ですね。あそこは、私が聞いたところではほとんど使っていないと、答弁では生け花とか何かいろいろ使つてあると言われましたけれどもですね。それで、施設は施設としてありますから、それでやっぱり金工・木工という言葉でもニュアンス的にそういうのだけしか使えないのかなと住民の方が思つてあるかもわかりませんから、名前を変えるだけでも、もうちょっと幅広く使えるなら、多目的なりなんなり部屋の名前を変えたらどうかと思いますが、いかがですか。

**○議長（牛嶋利三君）**

教育長。

**○教育長（長岡廣道君）**

まず、駐車場の件につきましては、答弁で申し上げましたとおりに、議員御指摘のように安全性の確保というのは非常に大事だというふうに思いますが、若干のデメリットもございますので、これはまた利用状況等を調査して、また検討していきたいというふうに思っています。

それから託児所の活用についても、答弁をしたとおりに、活用を大きなイベント等のときにはしていただいているようですが、これについてはまた啓発等も必要になりますから、後で社会教育課長のほうから答弁をさせます。

それと金工・木工室については、私も校長時代に会議で何度も使用させていただいたことがございまして、少人数の会議につきましては非常に使い勝手のある部屋ではないかというふうに個人的には思っております。

しかし、市民の周知度というふうな面での問題もございまして、御指摘のことについて

もまた回答をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

社会教育課長。

○社会教育課長（野田圭一郎君）

まず、託児室でございますけれども、先ほど教育長のほうから答弁がございましたように、基本的にはホール、会議室等の付随施設ということで料金設定も設定しておりません。当然、福祉的な部分で使わせていただくということでございますけれども、そこに付随して、また授乳室というスペースもございます。これにつきましては、一般のお客様でも小さなお子さん連れで来られた際に母乳とかミルクを飲ませる際には、当然、利用していただいているスペースになっておりますので、この部分につきましても管理人等を指導しまして、できる限り来場者のほうにわかりやすいように周知なり表示をしていきたいというふうに考えております。

それから金工・木工室でございますけれども、全く利用があってないというような川口議員の御指摘がございましたけれども、私も御質問を受けまして、実際現場のほうに行きまして利用台帳のほうを確認しまして、どのような団体が利用されているか確認をしてきました。その中で、先ほど申し上げましたように、工作でありますトールペイントとか飛行クラブ、それからもうそのほかにも水回りがあるということで華道クラブ、それからお話し会ということでお話し会の紙芝居とかそういった部分をつくるような工作とか、あとはボランティアで劇団みたいなグループをつくっております。そういった劇団のステージ用の小道具とか衣装なんかもそこでつくったりされている現状もございます。ただ、金工・木工室というのが、なかなかわかりにくい部分もありますので、この部分につきましては、ちょっと今後検討をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

それで、やっぱり住民の皆さんが楽しく癒される場所にしていただきたいと思うところがございます。

ちなみに、先ほども質問の中で言いましたけれども、管理費だけでも物すごくかかっているわけですね。管理費自体も年々上がってきているわけですよ。そりゃ、やっぱり10年近



くたつから上がってくるかとは思いますが、そうメンテとかそういうところもまだ必要ないところが多いと思いますしですね。とにかく調べてみたら平成21年度が30,540千円、平成22年度が31,820千円、平成23年度が39,240千円。平成20年度は駐車場の用地とか舗装工事とかでちょっと120,000千円からかかっていますけど、実質的には42,000千円ですね。それと平成25年度は、これも舗装工事が一部入りましたので、それを差し引いても44,000千円。それと今年度の、平成26年度の予算では52,649千円上がっておるわけですね。それで、やっぱりこれだけの経費を使うわけですから、皆さんが安心して使えるような施設の維持管理をしていていただきたいと思います。

それと、前進的なこれから先の運営についての組織づくりはどうかということでお尋ねしたんですけれども、先ほど社会教育委員会や公民館運営審議会があると。やっぱり実際に利用していらっしゃる方の中からとか、そういう一般の方たちの幅広い意見を吸い上げる方法をとっていただいて、委員会や審議会のメンバーだけじゃなくて、もうそういうことになれば特定された人たちになりますから、やっぱり広く利用者、住民の方の意見を吸い取って、よりよいまいピア高田、高田支所にしていていただきたいと思います。その辺をちょっと具体的に何かいい方法を考えてあるなら、一言お願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

教育長。

**○教育長（長岡廣道君）**

いろいろ御指摘をありがとうございます。

幾つか考えを申させていただきますと思いますが、御指摘のように費用対効果ということは非常に大事な観点であるというふうに思っております。

一方、文化施設は公のものというふうな位置づけから考えると、必ずしも費用対効果と直結するということにはならないのではないかというふうな面もございます。それで、そういう観点も生かしながら利用促進ということはもう御指摘のとおりでございますから、今後、広く考えていくということになります。

一方で、施設が3つございます。まいピア高田、山川市民センター、瀬高公民館、それぞれに特色と地域性がございますので、私としましては全体性という観点で3つの施設の活用全体が伸びていくということが大事ではないかなと、みやま市全体から見てですね。しかも、年齢、男女によって活用頻度の差があることはもう仕方ないとしても、利用も全体的にふえ

ていくという方向性で考えていかなければならないのではないかというふうなことを考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから組織につきましては、公民館審議会は教育事務所から聞きますと、みやま市、南筑後教育事務所 8 市町の中でこんなに活発な公民館審議会はないということを聞きます。私も昨年までその委員の一人でしたが、公民館現地を視察したり非常に活動的な審議会でございます。しかも、いろんな経歴を持たれている方が集まっていますので、これはもう諮問機関でもございますから、やっぱりいろんな今後進めていくときの観点を総合的に検討していただくということは非常に大事なことではないかというふうに思います。一方で、市民、利用される方の生の声ということもございますから、これについては少し検討させていただきたいというふうに思っています。

具体的な取り組みというふうに御指摘がありましたから、今の段階であることについては、また社会教育課長のほうから答えさせます。

**○議長（牛嶋利三君）**

社会教育課長。

**○社会教育課長（野田圭一郎君）**

具体的な方策があるかというような御質問かと思えますけれども、現時点におきましては具体的、直接的方策というものは私の中でもすぐには思い浮かぶ部分ではございませんけれども、まず対応策ですね、これを導き出すためにはやはり事前の調査や検証が必要になってくるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

そういった中で、1つは先進的な地域や活動が活発なところの事例を視察したり勉強しながら、そういったところから新しいことを学んだり取り入れたりすることが必要というようなところかもしれません。

それから、先ほど教育長からもありましたように、それぞれ施設の特色、それからそれを取り巻く地域性などこういった独自のものを掘り起こして、それを有効的に活用していく、これで活性化につなげていく、こういったところも考えられると思っております。

また、このことにつきましては、活動内容とか施設とかそういった状況に限るものではなくて、やはり地域の人材、それからリーダー、こういったところの発掘や育成、活用、これが大きな鍵になってくるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

さらに申し上げますと、先ほど答弁にありましたように、男女の年代とか価値観、それか

ら嗜好や趣味の違い、こういったところを入念に調査して把握することによつて的確な具体的な方策を講じていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

一応、教育長と社会教育課長のお話を聞きましたけれども、その中で平成24年度の多分6月議会だったと思うんですけども、内野議員からもまいピアについての質問があつていたと思いますが、そのときの答弁でも、以前は職員さんが、平成22年までだったですかね、2名、まいピアに常駐されておつて、いろいろ課題とか問題があつてもすぐ教育委員会のほうで取り上げられていたんですけども、今、もう全部が委託になっておりますので、やっぱりいろいろ苦情といいますか、管理人さんじゃわからんからですね。日曜日とかは教育委員会には休みでしょう、それで教育委員会に聞かんとちょっと答えが出せませんという、そういう話が結構あるとお聞きしております。やっぱり委託者と教育委員会との協議とかは、どの程度の間隔でやってありますか。

○議長（牛嶋利三君）

教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）

確かに、2年前にまいピアの利用に関して質問がございました。今おっしゃつたような質問がございましたけれども、当時、職員が2名配置をされておまして、その後、委託ということになりました。

指摘されているようなことが当初あつたかもしれませんが、現在では施設係と密接に連絡を取り合つておりますので、例えば、窓口で明確なお答えがお客様に出せない場合とかには、すぐその場で直接担当の職員に問い合わせがあるというふうな体制をとつておりますので、今そのようなことは、多分危惧されているようなことはないだろうというふうに思っております。

具体的なところは、担当の係長のほうからお答えをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

教育総務課施設係長。（「もう簡単にでいいですから、時間がない」と呼ぶ者あり）

○教育総務課施設係長（甲斐田裕士君）

現在のところは、定期的な協議という場は設けておりません。しかしながら、問題があったときとか管理人が疑問に思うときについては、昼休み関係なくお電話をいただいて、その場その場で協議、指示等をやっております。

以上であります。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

いや、それで平日とかはいいんですけれども、日曜祭日とかの場合はどうしているかという事です。

○議長（牛嶋利三君）

教育総務課施設係長。

○教育総務課施設係長（甲斐田裕士君）

担当の携帯なり私の携帯等を施設のほうにお教えしておりますので、結構担当のほうに直接お尋ねされてあるケースがあるようでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）（登壇）

話はよくわかりました。

ただ、ちょっと現場で聞いた話と食い違っているところがありますけれども、とにかくこれから皆さんが安心して楽しく過ごせる文化施設として、利用者もますます、まだふえるように努力して行っていただきたいと思います。

それでは、1問目はこれで終わらせていただきます。

それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

2問目は、新型輸送機オスプレイの佐賀空港への配備計画について質問させていただきます。

現在、政府では陸上自衛隊が導入するオスプレイを佐賀空港に配備する計画が進められております。加えて、沖縄の基地負担の軽減のため、佐賀空港へアメリカ軍の普天間基地にあるオスプレイ24機の暫定移駐も視野に入れていると先日の新聞報道にありました。

佐賀空港へオスプレイが導入され訓練が始まれば、現在でも航空機がみやま市内、特に有

明海上空を飛行しております。騒音被害や危険性はありますが、もしオスプレイが導入され訓練が実施されるとなると、沖縄の現状から考えると想像を絶するものがあります。みやま市においても、市民の間で騒音被害や事故などに対し、特に有明海の漁業者や地域の方々から大きな不安の声が広がっています。

既に柳川市においては、オスプレイ対策のプロジェクトチームを立ち上げているとお聞きしております。新聞報道によりますと、きょう何か説明に柳川市には来ると聞いております。

そこで、みやま市としてオスプレイの佐賀空港への配備計画に対してどのように対処していくのか、次の点について市長のお考えをお尋ねいたします。

1つは、佐賀県下でもう水面下で用地交渉が進められていると聞いておりますが、周辺地域の各自治体、特にみやま市への説明はあっているのか、あつていればどのような説明があったのか。

2つ目は、みやま市としてこの配備計画についてどう考えているのか。特にこの計画が進められた場合、飛行ルートや訓練区域、訓練規模、そういうことによりまして騒音被害や事故などの比率が大きく変わってきます。騒音被害や事故などに対する不安に対してどう対処していくのか。また、新聞やテレビなどのニュースで皆さんもよく御存じだと思いますが、危険や騒音に悩まされている沖縄の現状を踏まえ、オスプレイの佐賀空港への配備計画については周辺地域にとって重大な問題であります。近隣市町との連携や国への働きかけなどの対応はどうなっているのか。以上の点について市長の所信をお伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

続きまして、新型輸送機オスプレイの佐賀空港への配備計画についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、現在、政府は佐賀県に対し、自衛隊が来年度から導入する新型垂直離着陸輸送機オスプレイの佐賀空港への配備を求めているところでございます。

最近の報道では、米軍普天間飛行場のオスプレイ移転の計画も浮上するなど、日ごとに情報が変化しておりますので、まずは正確な情報の収集に努めることが最善であると考えているところであります。

さて、1点目の佐賀県においては用地交渉の反響はについてでございますが、今回の配備

計画に関しましては、既に佐賀県、佐賀市、佐賀県有明海漁業協同組合、佐賀県議会への説明が行われておりますが、用地交渉の状況についての情報はございません。国からの説明もないようですが、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に、2点目のみやま市として、この計画についてどう考えているかについてでございますが、現在のところ、詳細な配備計画が示されておられませんので、具体的な回答は差し控えたいと思います。今後、配備計画が明らかになり、本市にも騒音被害や事故などの危険が及ぶおそれがあると判断された場合においては、何らかの対応を検討する必要があると考えております。国の防衛計画の重要性は十分理解するところではございますが、市といたしましては市民の安全・安心な生活を守ることを最優先すべきであると考えております。

次に、3点目の近隣市町村の対応はどうなっているかについてでございますが、柳川市においては、佐賀空港開港の際に佐賀県と環境保全に係る合意書の締結を行っていることもあるため、現在、対策チーム会議を設置し、情報の収集や環境面などへの影響についての分析を行っているようでございます。また、九州防衛局から柳川市への説明も行われるようでございますので、本市といたしましては引き続き柳川市と連絡を密にしながら情報の収集を行いたいと考えております。

また、大川市、大牟田市、筑後市も本市同様、現在、情報収集を行いながら状況を注視しているとのことです。いずれにいたしましても、当面は国と佐賀県や柳川市等の協議の状況や近隣自治体の動向を見きわめたいと考えているところでございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

6番川口正宏君。

**○6番（川口正宏君）**

今、市長の答弁で、最後に国と佐賀県や柳川市等の協議の状況や近隣自治体の動向を見きわめたいという答弁がございましたけれども、それはもうもっともなことでございます。

そこで、先ほどの答弁の中では、まだ情報としては余りないと、そういうことでしたけれども、やっぱり先ほども申しましたように、有明海ではみやま市でもノリの養殖業とか相当な方が仕事をしてあるわけですね。実際、今、上空を普通の航空機が通っているわけですが、それでも騒音は結構あるわけですね。あれがヘリコプターとかオスプレイになれば、どれぐらいの音がするかちょっと想像できませんけれども、もしも実際、そういうことになってくれば、大きな問題になってくると思われます。

それで、結局、まだ国からも何も全然説明とかあってないとお聞きしましたけれども、やっぱり情報収集だけは早目早目に、結局決まった後でということになるんじゃないかと私は予測するわけですが、とにかく政府はもう7月22日に突然、自衛隊のオスプレイの佐賀空港計画を打ち出して、もうその日のうちに副大臣が佐賀に来ているわけですね。

そういうことで、このままいけば、やっぱり佐賀県としては特別交付税とかいろいろな面で特別な支援が国からありますからですね。特に、佐賀は古川知事ですかね、保守的な方ですので、このままいけばもう佐賀空港に私は決まるんじゃないかと思っているところでございます。その辺、市長はどうお考えですか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私は、いまだかつて高田町漁協から航空機のクレームとか、あるいはオスプレイの不安とかいうのは一度も、誰一人私のところには言ってこないわけです。だから、あなたが多くの市民とか漁業者が心配しているとおっしゃっていますけど、副市長にも聞きましたけれども、副市長のところにも言ってこないということで、どうして川口さんだけにそんなにおっしゃっているのかなという気がいたしているところでございます。

また、これは非常に国の重要な防衛の問題でございますので、余り早くから騒ぎ立てるのもいかがかと思えますから、十分情報を収集して、これは大変重要な問題でございます。したがって、一市でどうのこうの言う、もちろん市民の生命、財産、そして安全な市民生活を確保することは大変重要でございますが、一方では戦争が起こったり他の国から攻めてきたりしたときに、やっぱり防衛というのもこれは市民のための安全・安心のまちづくりですから、十分国の情報を収集した上でないと、まだ来ない先から余り騒ぎ立てるのは私は得策ではないと、このように思いますので、情報を十分収集しながら、ここでは大牟田市とか非常に関係ございますので大牟田市とか、あるいは筑後市とか大川市とかそういったところと十分話し合いながら進めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

今、市長は漁協からもほかのところからも私のところには話が来てないと。何ででしょうか。私のところには、何名の方からもそういう話を聞きましたよ、みやま市はどげんしよつとかと。不思議ですね、市長のところとか副市長のところ。ただ、市長とか副市長のところには、組合長さんとかトップの方とか代表の方しか見えないわけですよ。一般の市民の方たちの声というのは市長のところには届いていないんだと思います、ほかのことでも一緒ですけども。市長のところにはやっぱり代表者とか会長とか、そういう方からの声しか入ってこないと思います。私のところには、もうこの新聞報道が出始めてから何名の方からも、みやま市も影響するけん、みやま市はどげん対応しよつとかと、そういうことをお聞きになるわけですよ。それで、今度取り上げたわけですよ。

それで、まだ私としても情報とかは余り持ち合わせおりませんけれども、もうきのうまで5回オスプレイについては新聞報道がっております。そういう中で、やっぱり私たちとしてもその情報を得る手づるがわからないものですから、今のところは新聞報道しかできないわけですね。

それで、行政としてやっぱりルートとかそういうのもあるだろうし、先ほども市長も言われたように、近隣の大牟田とかそういうところと情報交換することも大切でしょうし、それでやっぱり配備が決定してからでは、もう国としても対応をどうするか全然当てにはならないと私は思うところです。やっぱり早目に情報を収集して、何らかの形で反対しても通るやつは通るでしょうけれども、何らかのやっぱり安全対策は市としてとっていくべきだと思いますけど、いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私のところにも市民の声はたくさん届きますよ、いっぱい届きますよ。断定的なことを言われましたけれども、大変届いています。組合長とかトップの方たちだけと私は話すわけではございません。ただ、ほかの議員さんからも一度も聞かない。いつもあなたからそういうことを聞くだけで、ほかの議員さんからは聞いたことはないものですから、どうして川口さんところだけ、そんな話が着くのかなと思ってちょっと不思議に思っているんですけど、いいですそれは。

ただね、これは国の重要な防衛問題ですから、それは大事なことではあるかもしれませんが



けど、十分、情報がまだはっきり決まってないんですから、先に、いや、だめだとか何とか言うて騒ぎ立てるものじゃないと思います。それで、お互いに国とそういったときには十分情報を収集して、そしてどこを通るのか、はっきり言って、まだルートも決定してないんですよ、どっちから来るのかね。だから、そういったところを決定し始めてから、恐らく情報を収集したら十分また私も話し合うということで、ほかの市町村と連絡、連携を取り合いながらやりたいと思っておりますし、まだ大川市もそういったことを防衛省から話に来てないということでございますので、うちより大川市のほうがもっと佐賀には近いものですからね。だから十分情報収集に今努めているところでございますので、よろしく願います。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

いや、ほかのいろいろなことは言わなくても、もう答弁はそれだけでよかったんですよ、これから情報収集していきますで。（発言する者あり）

それで、答弁の中で用地交渉については全然まだということだったんですけども、一部、周辺の干拓地とかあっちとかはもう話は、進んではいるかどうかわかりませんが、あっているわけです。あそこはちょうど回りは干拓地で平野地帯ですから、もう立地条件的には一番いいところだと私も思うんですけども、ただ騒音障害とか危険とかがみやま市に及ぶ可能性があるから今度質問しただけであって、それで、これから先、情報収集して対応していきますというだけでよかったんですよ。

それで、そういうことでもう時間もありませんので、とにかくオスプレイの動向には十分注意して情報収集に努めていっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時28分 休憩

午後2時41分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き一般質問を行ってまいります。

2番野田力君、一般質問を行ってください。

## ○2番（野田 力君）（登壇）

議長の許可を受けましたので、2番議員野田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1問目につきましては、本当にうまか果物が多品種、そして多くの果物が産出されておりますので、そのことにつきまして御質問をさせていただきます。

もう御承知のとおり、みやま市は、長年にわたる先人のたゆまぬ英知と御労苦によりまして農業に適するすばらしい農地帯を築いていただいております。このことについては皆様も御承知のとおりでございます。

まず、広々とした干拓地におきます米麦の穀倉地帯を初め、有明海のやわらかいはえん風を受けた中山間地におきましては、全国の中で屈指、指折りの温州ミカンの優良地帯でもございます。これは年産12億円と言われております。そういう産出する名高い地帯でございます。

そのほか当然ナスやセロリ、イチゴ、アスパラガス、トマトなどの野菜生産額は何と40億円余も出荷される県下における指折りのまた野菜産地なのでございます。

しかし、農産物をめぐる現実はどうかといいますと、国内における品質面や数量、特に低価格を含めた産地間競争はたゆみなく激しさを増しております。そして、それに加えてグローバル化によります輸入攻勢を受けて、大量の供給量と低価格の両面から厳しい試練を受けているのが日本の農業でございます。農家の皆さんはこれらの厳しい試練を何とか乗り越えようということで頑張っております。

まず最初は、大変根気が要ります土づくりを初め、そしてまた不安がつきまとう新品種への転換、それから風雨や日照に合った難しい肥培管理などに日夜傾注されているのでございます。そして、最近はさらに注意深く留意されているのが消費者の方々に安全・安心感を持って召し上がっていただくということで、農作物に与える農薬や化学肥料をぎりぎりまで低減させて、おいしい、おいしい農産品の提供に細心を配り御尽力されていることでもあります。

このような農家の努力に対しましては、常日ごろからJAみなみ筑後さんは親身になって本当に寄り添いながら御指導されております。そして、みやま市行政当局もまたそのとおりでございますが、福岡県農業改良普及センターや関係機関からも本当に温かく、そして的確な御支援をされるために常時適切に情報交換を十分に行っております。本当に心強く、かつありがたく思うのでございます。

ところで、みやま市内の農産品においてはまだ十二分に御認識が深まっていないものと推

察するものが、品目が多くて、しかも彩りも多い豊富な果樹の農産物の生産に関することでございます。全国屈指の一大の山川温州ミカン以外にも、実は高田、山川地区におきましてはブドウ、スモモ、キウイフルーツ、梨、ブルーベリー、イチジク、柿、ビワなど、もっとありますけれども、生産額はおよそこれも四、五億円の産出がされております。これら産品に対する卸売の市場評価はどうかといいましたら、大変高いわけでございます。そして、注目され期待されております。しかし、卸市場の関係者の話では、みやま市産の果物は糖度やうまみなどの品質は本当に申し分ないですよと。しかし、出荷量が少なくてですねということで大変残念がってあるということでございます。

果樹に対する増産拡大策は、これはこれまで過去見ておりましたら本当に慎重の上にも慎重でなければなりませんし、果樹は特に御承知のとおり初期投資から数年間は売り上げがございませんので、経営余力と根気が問われるのであります。将来の見通しをしっかりと捉えなければなりません。

そこで、国産の生鮮果物の生産状況をちょっと振り返ってみたいと思っております。昭和60年時におよそ470万トンつくったものが、平成22年度では259万トンまで落ち込んでおります。大変落ち込んでおります。そして、5年前から大体数量は250万トンから260万トンで横ばいでおりますので、大体落ちついたかなというような下げどまり感もあります。また、1人当たりの果実の購入量は昭和60年時には34キログラムでありました。それが平成22年時に27キログラムまで落ち込んでおります。その後3年間は、またこれも横ばいの状態で推移しているものの、最近では特にカットフルーツということで急速に需要は伸びておりますので、国産果樹に対する需要の拡大がこれから期待されるんじゃないかというところの状況であります。

一方、果樹生産に対します収益性がどうかということが大切なところでございますが、ブドウの場合は62%でございます。これ筆頭でございますが、イチジクが52%です。スモモは41%ということにデータが出ております。比較的果樹の収益は他の産品と比較しましても遜色のない一応安定している様相を呈しているんじゃないかなろうかと思っております。

そして、このたび改めて強く私が感じたことは、温州ミカンを除くみやま市産の果実は多様な品目で、しかも一品一品に季節感に合わせて風味を変えた品種で果樹が栽培されております。とにかく彩りの多い果樹が高田地区、山川地区一帯に根強く栽培されております。出荷されている実情をJAさんあたりから教わったわけでございますが、本当に頑張っておりま

すよということでございます。

一例をここで御紹介いたしますと、これは古代からですけれども、卑弥呼の時代からと言われてはいますけれども、不老の長寿薬ということでの果樹と言われておりますが、桃類は不老の長寿の果樹ということらしいです。その中のスモモは、「ソルダム」という品種から始まりまして、そして「大石」の品種、それから絶品と称賛されております「貴陽」、さらには大玉になりますけれども、「太陽」に続いて何と4品種も変わって移るわけでございます。それに当地の気候や地形などを生かして、これをさらなる磨き上げられて肥培管理により工夫を凝らしながら他の産地よりも、これがまたいいところなんです、1週間以上も早く出荷されます。スモモ類の初物のはしりとして消費者から待ち望んで大変喜ばれており、生産額においてもこのスモモで120,000千円余出荷されております。

ことわざに三里四方食すれば病知らずと言われております。つまり、12キロ四方以内でございますですね。ちょうどみやま市内と大体同等の面積だろうと思っております。その農産物を食して生活すれば元気で暮らせるということは前からことわざで言われております。今日ではさらに経済環境から見ましても極めて重要な意義が潜んでおるものと考えます。私たち市民も足元にある多品種で多彩な、しかも本当にうまか果物が産出されているものの、灯台もと暗しで案外気づいていないんじゃないかならうかと思っております。もっともっと関心を寄せてありがたく地元産のうまか果物を大いに食し合い、手土産や進物などに大いに活用すべきものではないでしょうか。

一方、農業従事者の高齢化が進みまして、後継者に対する懸念が出ております。現在、都市からの農村への回帰志向という現象もまた出てきております。島根県などにおいては、若者の定着が若干増加傾向を示しておりますし、これから国策においても地方の再生化に向けた施策が最重点事業として展開されようとしております。いよいよもってこの地方の再興に向けて本格的な動きが出るようでございます。

このような情勢を考えますと、高田・山川地区は果物の産地で、楽しみが沸く夢と希望が持てる地域でございます。若者の回帰に際して興味を持っていただくような定住地域の受け皿の側面を有しているものと私は思います。そしてまた、観光の視点からは、バラエティーな高田・山川地区のフルーツの里としてクローズアップしていけば、年間を通して観光資源として大いに利用可能であり、特にみやま市の文化財や文化、芸能、芸術などとリンクし、交通の利便性を生かしていけば、本当に農村観光地によみがえることが必定じゃないかと思

います。

そこで、お尋ねしますが、地元産の多彩な果物をめぐっては農家の所得向上への施策が潜んでおるとお思います。そこで、品目ごとの生産、出荷状況や栽培者の今後の方針など、いわゆる意向ですよね、考えを調査いただいて計画的な果樹施策を樹立していただきたいものがございます。

また、果樹生産の効率性を高めていくためには、同じ品目ごとの産地の集積・集約、これと肥培管理施設の共同運用化や樹園地内の農道の整備などを図る必要があるとお思います。そして、今、パッケージセンターがありますけれども、本当にこれらの果物は手間と時間を要します。そこで、パッケージセンターの合理的な利用と機能強化を行っていただいて確実な振興を推進していただきたいと思うのでございます。

一方においては、消費面からでございますが、市民皆さんを初め多くの消費者から本当にもっともっと関心を寄せていただいて強力なPRの展開と消費拡大に努めていただき、そして定住地域の受け皿、観光資源の利活用をめぐり、多角的な視点からの課題解決に向けてまず追求していただいて実現性の検討を行うために、特に農村現場と密着したタスクホース的な協議会を農商工の連携で関係機関を含めたところで立ち上げていただきたいなと念願するわけでございます。

西原市長は、農業を重要な基幹産業としてこれまで市政に位置づけていただき力強く取り組まれておられますので、さらなる振興発展を込めて御所見をお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

野田議員さんの、うまか果物の多品種産地に支援強化をとの御質問にお答えをいたしたいと思っておりますが、いつもながらの野田議員さんの農業に対する深い御理解と熱い情熱に大変敬服をいたしているところでございます。

まず、1点目の果樹栽培状況の実態調査及び市の振興計画の樹立についてでございますが、みやま市では山川ミカンを含むかんきつ類を筆頭に、スモモ、ブドウ、キウイフルーツ、イチジク、ブルーベリーなど多くの果物類が生産されています。中でもミカンの新品種「北原早生」は、特に市場評価が高く、供給が不足しているため、改植により作付面積をふやして

います。また、スモモにおきましては、着実に市場評価が上がっており、農家の所得向上につながっております。

農産物は、安定した生産から市場への出荷までの流れができていることで、農家は安心して生産に取り組むことができると考えます。そういう意味では、JAの役割は非常に大きいものと考えております。

JAみなみ筑後では、平成24年度から平成26年度までの3カ年で地域農業振興計画をつくって農業の振興を図っておりますが、平成27年度以降については今年度中に計画を策定することになっております。

計画策定に当たっては、JAのみでなく、県、市も協議に参加しながら策定することになっておりますので、今回策定するJAみなみ筑後の地域農業振興計画の中で計画的な果樹施策に取り組んでいきたいと思っております。

次に、2点目の果樹生産の効率を高めるための方策についてでございますが、みやま市では、福岡県の高収益型園芸産地育成事業の活用を積極的に行い、共同でバックホウや防除用機械を導入し、園内道路の整備や病虫害防除を行っております。

パッケージセンターについては、JA高田集荷場に整備しておりますが、現在はイチゴだけの利用となっております。

高齢化対策や生産量の増加に障害となるパッケージ作業の省力化を図るためには、既存の施設を効率的に利用することが大変有効な手段と考えます。このことについてはJAみなみ筑後でブドウ、スモモ、イチジクなどの利用について、採算性の試算などを行いながら検討をされておりますので、その結果に期待をいたしているところでございます。

次に、3点目の地元産果物のPR強化並びに定住対策、観光対策にも応用すべきでございますが、地元農産物のPRは、「筑後川めぐみフェスティバル」や「水と緑のキャンペーン」など、市外のイベントの際に行っておりますが、今後も機会があるごとに精力的に行っていきたいと思っております。また、観光対策への応用については、今後の検討課題として協議を行っていきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

大変積極的に御答弁いただきまして、ありがとうございました。

地域農業振興計画ということで、これからまたJAさんと一体となって取り組まれるということでございますが、今、私が申し上げたやつは、温州ミカンはもちろんこれしっかりこれまでやってありますので、そのほかの多品種の品目の本当によか果物の産地がありますから、そこいらをしっかりと絞り込んで産地化を狙って、そこを重点的にある程度絞りながらやっていただきたいなど。そこいらは農家の皆様がどう思っているのか。特に市のほうの考え方も織りまぜながらしっかり進めていただきたいなど思っております。その辺については課長のほうが実務的に進められると思いますので、はい。

**○議長（牛嶋利三君）**

農林水産課長。

**○農林水産課長（大津光若君）**

今、野田議員からの御指摘でございます。確かにみやま市の果樹についてはミカンだけでなくいろいろな種類がございます。農地の集約等とかについてもいろいろ御意見いただいておりますが、特に果樹については高齢化等もありまして、やめたいという意向を持ってある方もいらっしゃいますし、また、もう少し広げたいとかいう意向を持ってある方もいらっしゃるかと思います。そういう方の御意見等も十分把握する必要があるとは思っています。御指摘のとおりでございます。

今、JAさんのほうでですけど、ミカンについてはそういう意向調査をされていると。今後もう少し品目を広げたところでアンケート調査等をやっていくということでございますので、そういう中から集約化というものが図れたらということで、私どももそういうアンケートの集約等についても十分かわりを持ちながら今後進めていきたいということで考えております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

2番野田力君。

**○2番（野田 力君）**

そういったことでまとめ、いわゆる地域農業振興計画である程度そのフルーツ産地ということで取りまとめたところでこれから進めていただくということでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、ハード面につきましては市長のほうから御答弁いただきましたように、これも

大いに期待しておきたいと思っております。

特に、こういうことで多品種の果物がありますが、足元で意外と知られていないものから、よございましたら、道の駅とか、それから卑弥呼の里、ここにはぜひともいつも、あっ、ここはこういった産地だなということがわかるように品物が途切れないように何とか市のほうから御指導いただいて消費拡大、または啓発のほうに力を入れていただきたいと思っております。そこいらもひとつ課長どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

農林水産課長。

○農林水産課長（大津光若君）

果樹関係については特に部会組織という部分がありますが、そういう部分の中にも入り込んだ中で身近な道の駅とかそういう直売所などでのPRというか、品物を極力、先ほどおっしゃられたように店頭に並べるような形がとれたらということで話を進めたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

それから、市長さんにちょっとお尋ねしたいんですけれども、商工会あたりの人たちがかなりやっぱりそういったことがまだ灯台もと暗しというか、意外と知れていないかもしれませんので、どうか商工と農協さんと、それから市役所のほうがしっかり指導的に呼びかけていただいて、よくこの高田・山川地区の果物のフルーツの里と言われるようなやつを大いに福岡県でアピールしていただきたいと思っております。

特に、先ほど申しあげました他の産地よりも1週間から10日ぐらい早く市場に出回るということですね。そりゃそうですよね。浮羽町が物すごく果物の産地でございますが、あそこのやっぱり寒いところよりもここの有明海のやわらかい風を受けた産地だったらそうだろうと思っておりますので、この地域をぜひとも生かしていただきたいと思っております。そのことによって農家所得も何とか幾らかでも向上していくかと思っておりますので、西原市長さんの決意をひとつお願い申し上げたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）



余談になるかもしれませんが、私はいつもJAのミカン部会とか、あるいはナス部会、イチゴ部会、トマト部会とか、そういった部会と一緒に市場の東京とか関西とか北陸とか行くわけですが、ミカンについては必ず中央市場の社長さんが、山川のミカンが送ってこないとか金沢の正月は来ないと、そうおっしゃいました。多摩青果に行ったら、やっぱりナスは瀬高ですよと、こうおっしゃっていただきました。北九州に行ったら、イチゴをもう少し何とかありませんかと、少ないですよということで、非常にみやま市、特にJAみなみ筑後の農産物は極めて品質の評価が高いわけです。

最近若い人たちも非常にミカン農家とか、特にセロリはもちろんでございますが、イチゴ農家もそうでございますが、かなり若い人たちが都会から農業をやりたいということで帰ってきているのではないかという気がいたしているわけございまして、農協長に聞きましたところ、そういうことだということでございますので、やはりこのみやま市というのは農業を中心として行政を進めていかなければいけないのではないかなと、このように思っていますので、商工業者の皆様方、あるいは漁業者の方もいらっしゃいますので、商工業、農業、漁業者一体となってこの地域の産業の発展に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

**○議長（牛嶋利三君）**

2番野田力君。

**○2番（野田 力君）（登壇）**

市長の本当の決意を聞きまして、安心いたしました。あとは早目に対応、動いていただきたいということをお願い申し上げまして、2問目に移らせていただきます。

2問目でございますが、農産物の直売所でございます「卑弥呼の里」に新たなる活況を求めるといって御質問をさせていただきます。

みやま市の上坂田地区は、古くから長ネギを初めとした軟弱野菜の優良産地で、そしてまた有力な産地でございました。そのころでも、もう随分前ですけれども、産地間における農産物の販売競争は本当に激しく、農家の所得も不安定で大変厳しい状況であったわけでございます。

このようなことから、農業所得の安定と向上を目指し、今は故人となられておりますが、坂田マナブ氏を中心に有志の方々が集まっていると結束されたわけでございます。そして、先進的な作物を導入し、ゆとりのある楽しい農業農村をつくろうじゃないかということ

で呼びかけて、いよいよもって目指されたわけでございます。そして、強い信念のもとに夢と希望を若手農業者としっかり分かち合って新規作物への栽培転換に取り組まれたのでございます。いろいろと何をつくるか、かにをつくるかということで議論されたそうです。

新規作物の選定に当たっては話し合いを徹底的に行って、当時まだほとんど普及していなかったセロリ清浄野菜を厳選されて、ともかく心一つにして集団的な取り組みによって栽培が始められたということでございます。

セロリの作付や出荷販売に当たっては、本当にそのときは全く未経験であるため、研さんと実践を積み重ねて的確な肥培管理も編み出されております。流通面においては全く暗闇の中だったということでございます。そして、新しい市場分野を開き、一步一步と苦難の道を乗り越えて徐々に規模も拡大されて今日のような一大産地を築かれたところでございます。

現在では、当地のセロリ生産が全国の市場指標の中で品質と数量とともに本当に群を抜き、評判も高く優良産地として評価されていますが、栽培が軌道に乗り始めたころから地域の人たちも関心がいよいよもって集まりまして、ともかくセロリを食べてみようということ食べてみましたら、独特の風味はするが、大変不安であったそうでございます。食べてみると大変みずみずしく歯ごたえもよく洋食などにも合うなど、種々の食材にも適することがわかりまして、これはよかばいということで、すぐさま好評を背景にしなごらいろいろと知恵を出されたそうでございます。

このような背景がありまして、平成15年11月にJA女性部が中心に立ち上がられて広く会員を募りまして「卑弥呼の里利用組合」を設立されております。セロリ清浄野菜を目玉商品に据えて地元地域の生鮮野菜を含めた直売所としてオープンされたのが今の「卑弥呼の里」であります。

販売開始後七、八年は大盛況でございました。みやま市外からもセロリ目当てに多くのお客様が喜んで買い求められ、その間に麻生知事も、何か物すごく繁盛しているてなということで視察に見えられまして、農家の婦人部の大活躍に本当に感心されて、それが他の市町村に好事例として紹介されておる経過もあります。

ところが、最近に至っては周辺に大型店舗が出現いたしまして、さらには御承知のとおり平成23年3月に道の駅「みやま」が、みやま市、JAみなみ筑後、みやま市商工会、高田漁業協同組合の4者により第三セクターによって発足されて、指定管理者のもとで農産物の販売受託が展開されているのはもう御承知のとおりであります。

道の駅「みやま」におきます農産物の販売状況は年々本当に順調に伸ばして、平成26年度は8億円台を目指されているということでございます。購入客数も年間40万人でございますので、相当なものでございます。現在のところ大盛況で成功しているものと、本当に私たちも喜んでいる次第であります。

また、その施設の中にみやま市観光協会が設置されております。地元産の農産物そのもののPRはもとよりでございますが、産地全体を含めた観光資源にも役立てていただいて、即座に活用発信できる体制を築いております。本当にしっかりしたものでございます。

道の駅「みやま」は、本市内を走っている国道443号のバイパス線上でございますので、東西の経済動脈に大きく影響をもたらすものであり、一方、今度は国道209号線上で南北の経済動脈として「卑弥呼の里」も地域経済に深く根差されて市民生活の基盤を支えていることもまた実情であります。このようなことから東西南北の経済動脈を交わらせて相乗効果を面的に一層広めていくと、そして経済効果をもっともっと最大限に生み出さなければならないものと思います。

ところで、この「卑弥呼の里」の経営主体は、農家の女性部が中心で組織されております利用組合でございます。販売施設はJAみなみ筑後から有料でお借りされております。そして、敷地も上坂田セロリ組合から賃貸借としてお借りされているところでございます。当然相当な額をお支払いされていると思いますが、そのようなことから、独立した経営主体でございます。責任ももっぱら当利用組合でありますので、もし赤字が発生いたしますと当然責任も果たす義務が生じるわけでございますので、この利用組合の責任は大変重大なのでございます。

ところで、農業所得の向上を図っていくためには6次化産業は避けて通れません。ちなみに、四半世紀以前は農業粗生産額がおよそ10兆円と言われていました。その5倍の50兆円が食品関連生産額であったものが、今日では粗生産額は8.2兆円下がっております。ところが、反面、食品関連生産額はかえって94兆円にも大幅に伸びているんですよ。食品関連生産額の増大から判明されますように、実は付加価値の増幅そのものでございます。農産物の付加価値を高める販売戦略が農業の所得向上を図る上から本当に極めて重要なものでございます。

さらに、農産物の6次産業化の受け皿となっております農産物直売所においては、その機能性を含めた必要性が一段と強まっている傾向を示しているものが、一つの指標としては全国の販売額の推移でもうかがえますが、今日では、大体農産物の直売所では8,000億円をオ

一バーし約1兆円に近づくような勢いでございます。直売所が活況をしているところは、そして、そこできわって活況をしているところほど農村が活性化し、元気になっているということでございます。そのことから見ましても直売所の役割がますます重要不可欠であるものと言えましょう。

また、刻々と変化します農産物の消費動向をいち早くつかむ上からも、アンテナショップ機能を有しております直売所の役割、これは農家経営上からも絶対に見逃すことができません。

一方、観光行政の視点から申しますと、みやま市におかれてもう既に観光ガイドブックのあの力作の「みやま浪漫」の中に「卑弥呼の里」を観光資源としても掲載されています。観光客の誘因策にも活用されていますが、今後は、福岡ソフトバンクホークス来園者や九州芸文館など周辺流動人口の増加に対しても大いに利活用し取り組んでいくべきものと考えております。

そのほか特に「卑弥呼の里」から私はもっともっと本当に学ぶべきものの大切なものとしましては、地域活性化の原動力になっているJA女性部を中心としました女性のみで構成されております120名余の皆様が、自立精神のもとで自助努力によってパワーを発揮され頑張っているその心意気が一番私は大切な面かなと思っております。

私は、頑張っている女性会員の後ろ姿を見ますと勇気と元気をいただきます。何分元気で明るい農業農村づくりを目指す上からも今日ほど、前から言われておりますが、天の半分を支えていただいている女性の皆様の粘り強いパワーと熱い情熱が絶対に欠かせず、そして私たちは期待せざるを得ません。

このように改めて「卑弥呼の里」の存在価値は申すまでもありませんが、農業の持続発展並びに地域活性化や市民の生きがいなどから見ましても、かえがたいものと確信いたす次第でございます。

そう申しましても、販売の経営自体は利用組合の経営努力にまたざるを得ません。「卑弥呼の里」に対します購買力の誘因をもたらす外部環境の整備までは利用組合の現状の経営上から見ましては、会員の責任のみでは到底これは困難じゃなかろうかと思うのでございます。

利用組合が当面大変困っていることは、消費者が購買の際に国道209号線からの進入・進出をする出入りの道路が安全、円滑というのですか、というような面から見ますと十分な道幅が確保されていないため、出入りが困難ということでもあります。これについては以前から拡

幅整備を待つてあるということでございました。

さらに申し上げますと、進入路の周辺では、私も何回か見ましたんですけれども、たびたび交通事故も発生いたしておりますし、見通しも悪く、国道209号の交通量から考えましても出入りしづらい状態でございますので、どうか市当局としまして早目に御検討、対処いただきたいと思うのでございます。西原市長からの力強い御答弁を賜りたく存じます。

次に、「卑弥呼の里」の販売施設に関しますが、外観のPRいかんによってやはり購入者の足をとめ、購入の意欲をもたらずといえますか、購入の誘因に大きく左右されるものでございます。御承知のとおり、生鮮食品販売等の様相を呈した外観としては、いささか魅力に乏しい状態と思われまます。

地元でとれた新鮮で本当にうまか野菜や果物をイメージいただき、青少年の感性で夢を持って楽しく描いた絵画題材でビジュアル化に化粧した外装にしていいただければ、お客様の誘因向上に極めて役立つとともに、購買力は一段と高まるものと思えます。

そこで、市内の学校、または青少年団体には大変御迷惑とお手数をおかけするかと思いますが、私たちが育てているふるさと、次代の創成を生み出すふるさとにおもんばかっていただいて夢膨らむ農産品の作品として、さらには青少年からお母さんたちを励ます心のメッセージになるような絵画作品の依頼ができないかなとつくづく思うのでございます。そこで、長岡教育長にお考えをお尋ねいたします。

また、「卑弥呼の里」の外観をビジュアル化する整備につきましては、まずJAみなみ筑後さんとの協議が前提になろうかと存じますが、市当局の音頭で外装対策を進めていただきたいと存じますが、西原市長の御所見をお伺いいたします。

また、新鮮な野菜や果物は端境期があります。どうしても端境期があります。期間限定などの販売が余儀なくされます。その間をできるだけ穴埋めする上からも、加工食品の商品開発が待たれるのでございます。端境期にかわる「卑弥呼の里」のオリジナルのブランド商品として加工食品を開発すれば販売力の強みが一段と増します。そこで、可能性の追求について研究検討をいただきたいのでございます。

次に、農産物販売所は館を構えた店舗販売でございます。これらの販売形態は多様化をたどるでございましょう。特に差し迫るものとしましては、ネットを活用したオンラインビジネスの到来ではなかろうかと確信いたします。「卑弥呼の里」は多種多様な野菜が多く、おいしい、おいしい果物の産物を会員の方々がそれぞれ手元で生産管理されていますので、で

できればその強みを生かされて「卑弥呼の里」がオンラインビジネスのセンターとして機能されればと考える次第でございます。次世代にマッチした経営の成果が期待可能と考えられます。したがって、みやま市行政主導のもとで農商工の連携を図っていただき、加工食品の開発、オンラインビジネスなどを含めた研究検討をまず進めていただきたいと思います。西原市長の御見解をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、農産物直売所「卑弥呼の里」に新たなる活況をとの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、「卑弥呼の里」は御案内のとおり、JAみなみ筑後の女性部の皆様方が独立独歩でやっていらっしゃる店でございます。大変私もその経営に敬意を表し、大変感心をいたしているところでございますが、特に、麻生知事がお見えになったとき私も同行いたしまして、非常に麻生知事が感激をされまして、大変喜ばれたことをよく記憶いたしております。

ただ、ただいま御案内のとおり、平成23年3月に道の駅が開業いたしましたものですから、私もつい道の駅を何とか早く軌道に乗せなければいけないということで道の駅に力を入れておりました。常に「卑弥呼の里」についても非常に私は関心を持っておりましたが、今回の野田議員さんの質問で非常に私もこれは何とかしなければいけないと、強く今感じた次第でございます。

まず、1点目の「卑弥呼の里」の円滑に進入・進出される道路幅の確保についてでございますが、農産物直売所で買い物されるお客様は国道209号から市道1205号を通過して出入りされております。市道1205号は道路幅員が4メートルであり、農産物直売所の敷地内を通り、上坂田区内の市道1212号に接続をいたしております。

市といたしましては、基本的に道路拡幅になりますと農産物直売所から国道209号への接続部分の道路拡幅だけでなく、道路幅員が狭い路線全体を道路改良として事業に取り組むことになり、道路用地の確保について地権者や地域関係者の協力が必要となります。したがって、道路行政の面からは国道209号線から農産物直売所への出入り口部分のみの道路拡幅工事については厳しい面もございますが、今後、JAと協議し、市の農政課所管として進めていきたいと思っております。

次に、2点目の購入者の誘因に伴う生鮮食品販売にふさわしい外観のビジュアル化についてでございますが、「卑弥呼の里」の販売所は、議員も御存じのとおり、当初はJAみなみ筑後がセロリの集荷場として整備したもので、外観はスレートぶきの倉庫で、建築後、年数もたっております。それでも直売所開設当時は手づくり感覚の雰囲気醸して来客も多く、売り上げも多い年度で2億円程度でございました。

現在、利用組合の皆様が施設の外観についてどのように考えてあるのか詳しくは把握しておりませんので、JAみなみ筑後や利用組合の意向をお聞きして、施設の外観についての改良も支援していきたいと思っております。

次に、3点目の青少年の感性で夢を持って楽しく描いた絵画題材作成の協力依頼についてでございますが、外観のPRによってお客様の購買意欲を誘引する発想は、「卑弥呼の里」の活性化に役立つことかと思えます。

ただし、施設そのものはJAの所有物でございますので、出荷組合の意向やJAとの協議が整理できて、議員提案のとおり青少年の絵画を題材に使いたいという方向が決定されれば、地元学校への協力依頼を校長会へしていただける旨の回答を教育委員会からいただいております。

次に、4点目の農産物の加工品開発、オンラインビジネス等を含めた研究検討についてでございますが、オンラインビジネスは現代社会では日常的に行われており、農業関係でも法人だけでなく農業者個人でネット販売を行っているケースもございます。しかしながら、オンラインビジネスを行うためには、専門の人材確保及び育成が必要であり、取り扱い手数料と採算性がとれるのかという問題や販売代金の回収ができなかったり、悪質なクレマーによる苦情対応や意図的な注文の取り消しなどの問題もございます。このような状況から、販売所をオンラインビジネスのセンターとして整備するには、しばらく研究期間が必要であると考えております。

また、農産物の加工品開発についてでございますが、市独自で農業者グループへの助成を行っておりますが、議員御指摘の農工商連携までは至っておりません。今後、農業者や農業団体、商工業者等の意向を調査して検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

教育長。

○教育長（長岡廣道君）（登壇）

御質問がありましたので、市長の答弁に補足をさせていただきます。

施設等への絵画表現についての御質問でございますが、子供の立場からしますと、こういう機会があれば大変子供たちのよい体験になるし、誇りにもなるのではないかというふうに思います。それで、当該、あるいは関係の校長とはもう既に連絡を取り合っていますが、今答弁にありましたように、J A、あるいは利用組合の意向というふうな前提がございますので、それをクリアできればそういう機会に子供たちにも夢を持たせて、そして誇りにもなるようないい機会になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

市長のほうから御答弁いただきまして、特にちょっと意味深い言葉ですね。建設部のほうからかなと思っておりましたら、いわゆる入り口の拡幅については農政所管のほうでやらせたいということがございます。これについては多分、補助金の話とか農政の一環の事業としてということであろうかと思っております。そういうことの意味で理解したわけですが、大変難しい問題かと思っておりますが、とにかく早目にさせていただかないと、毎日営業されていますから、毎日の営業に影響してきますので、もしも補助金とかなんかされるときは早目の対応をぜひ強く要請していただきたいと思っております。

そして、きょう私が御質問した気持ちは全部、今、アベ会長さんでございます。アベ会長さん、また役員の皆さん、それから農協のほうにも事前にどうだろうかということで私は随分お話をさせていただいております。だから、考え方は大体私が申し上げたとおりと同じかと思っております。そういったことで早目にまた取り組んでいただきたいなと思っておりますが、特に農協さんのほうもこのままじゃいかんということと、本当に女性の方がしっかり頑張っておりますので、これは頭の下がる思いでございますということでございます。

これは多分あそこがもう一回活気を目指すならば女性の人たちがまた一段と私たちに教えることが多いだろうと思っております。学ぶこともまた多いだろうと思っております。それこそ市の市政の方針としてあります自助、共助、公助ということですが、まさに自助なんです、共助なんです。これを推進することがやはりこれからの行政の大切な要因か



と思っておりますので、それは申すまでもなく市長さん御理解されていますので、何とかしっかり支えていただきますようお願い申し上げたいと思っております。

教育長のほうからは、本当に子供たちも勉強になるということでおっしゃっていただきまして、多分、会長さんたちも喜ばれると思っております。どうかひとつその旨もお話しただいて、しっかり進めていただきたいなと思っております。どうぞよろしくようお願い申し上げまして、簡単ですが、そういうことでお礼かたがた、質問を終わらせていただきます。

**○議長（牛嶋利三君）**

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は9月4日となっておりますので、御理解と御承知おきをお願いしておきたいと思えます。

**午後3時36分 散会**